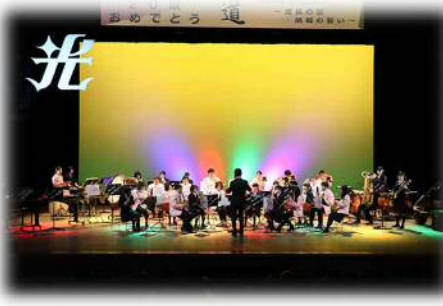


光市教育振興基本計画



平成30年3月
光市教育委員会

はじめに

近年における生活水準の向上や医学の進歩等に伴い、平均寿命は著しく伸長し、「人生 100 年時代」の到来が予測されています。政府においても、平成 29 年 9 月に「第 1 回人生 100 年時代構想会議」を開催し、高齢者から若者までの全ての人々が活躍できる場とともに、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会の構築に向けた「人づくり革命」が進められているところです。

さらには、人工知能（A I）をはじめとする新たなイノベーションの台頭は、現代社会に大きな変化をもたらしており、我が国が目指すべき未来社会とされる仮想空間と現実社会が融合した未来、いわゆる「超スマート社会（Society 5.0）」の到来や、世界に先駆けた「生産性革命」の実現に向けた取組みが急速に進むなど、こうした時代の変革に対して教育行政は、どのように関わり、どのような貢献ができるか、今、まさにその真価が問われています。

こうした中、光市においては、平成 29 年 3 月に「第 2 次光市総合計画」を策定し、目指す将来像「ゆたかな社会～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」の実現に向けた第一歩を踏み出しました。同時に、教育分野においても、市長と教育委員会が協議・調整のうえ、「連携と協働で育む 光の教育」を教育理念とする「光市教育大綱」を策定しました。「光市教育大綱」では、教育目標に「夢と希望にあふれ 未来へ輝く『光っ子』の育成」を掲げるとともに、重点的に取り組む 6 つの教育戦略を「教育ブランドひかり」と名付け、特に子どもたちの将来に向けた教育に焦点を当てるなど、本市教育のより一層の充実を図ることとしています。

このたび策定した「光市教育振興基本計画」は、「光市教育大綱」に掲げる教育目標の実現に向け、質の高い教育施策を具体的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

我がまちの未来を築くのは、紛れもなく、現在（いま）を生きる子どもたちです。本計画に基づく施策の着実な推進とともに、市民の皆様のお力添えをいただきながら、将来に向けた教育の確かな歩みを進め、未来に燦然と輝く「光っ子」の育成とともに、本市ならではの教育による「人づくり」に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました光市教育振興基本計画策定懇話会委員をはじめ、関係の皆様のご協力に心から感謝を申し上げますとともに、本計画を効果的に推進するため、温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年 3 月

光市教育委員会教育長 能 美 龍 文

目 次

第 1 章 計画の策定について	1
1 策定の背景と趣旨	1
2 位置付け	2
3 計画期間	2
第 2 章 基本的な考え方	3
1 教育理念と教育目標	3
2 基本目標と基本施策	4
3 「教育ブランドひかり」の創造	5
第 3 章 施策の展開	9
施策の体系	10
1 「生きる力」を育む地域ぐるみの教育の推進	12
・基本施策 1-1 質の高い幼児期の教育・保育の推進	
・基本施策 1-2 連携と協働で育む学校教育の推進	
・基本施策 1-3 教育開発研究所における先導的調査研究の推進	
2 絆を育む つながりをとおした家庭教育支援の推進	24
・基本施策 2-1 地域ぐるみの子育て支援の充実	
・基本施策 2-2 組織的な家庭教育支援の充実	
3 ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進	30
・基本施策 3-1 人権尊重の意識を高める人権教育の積極的な推進	
・基本施策 3-2 学校・家庭・地域のつながりを基盤とした社会教育の推進	
・基本施策 3-3 芸術・文化活動の振興と地域文化の保存・活用・継承	

4 生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進	39
・基本施策4-1 学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会の推進	
・基本施策4-2 市民の身近にある学びと憩いの拠点を目指した図書館機能の充実	
・基本施策4-3 生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しめる環境の充実	
・基本施策4-4 子どもたちの健やかな心と体を育む学校給食の充実	
5 安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実	50
・基本施策5-1 安全・安心な教育環境の整備・充実	
・基本施策5-2 学習に集中できる質の高い教育環境の整備・充実	

第4章 計画の推進に向けて 55

1 連携と協働による推進	55
2 進行管理	55

資料編 56

1 光市教育大綱	57
2 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱・委員名簿	68
3 光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱	70
4 光市教育振興基本計画策定経過	72
5 用語解説	73

※本編本文中に「*」のある用語は、用語解説に説明があります。

第1章 計画の策定について

1 策定の背景と趣旨

近年、急速に進む少子高齢化、情報通信技術の発達などに見られる高度情報化、さらには経済や社会のグローバル化などにより、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティ*の希薄化など、社会情勢が大きく変化し、教育を取り巻く環境はますます複雑化しています。

こうした中、国においては、平成18年に教育基本法（以下「法」という。）が改正され、公共の精神、生命や自然の尊重、環境の保全、伝統文化の尊重などを教育の目標に掲げた新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受け、示された基本理念の実現に向けて法第17条第1項の規定に基づく教育振興基本計画が策定され、今日、教育改革を最重要課題のひとつとした取組みを進めています。

加えて、平成29年3月に公示された新たな学習指導要領*では、「社会に開かれた教育課程」を柱として、小学校の外国語の教科化、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等が示されました。また、今後のあるべき学校の姿として「チームとしての学校」の実現や「地域とともにある学校」への転換等が求められるなど、これからの学校教育は新たな段階を迎えます。

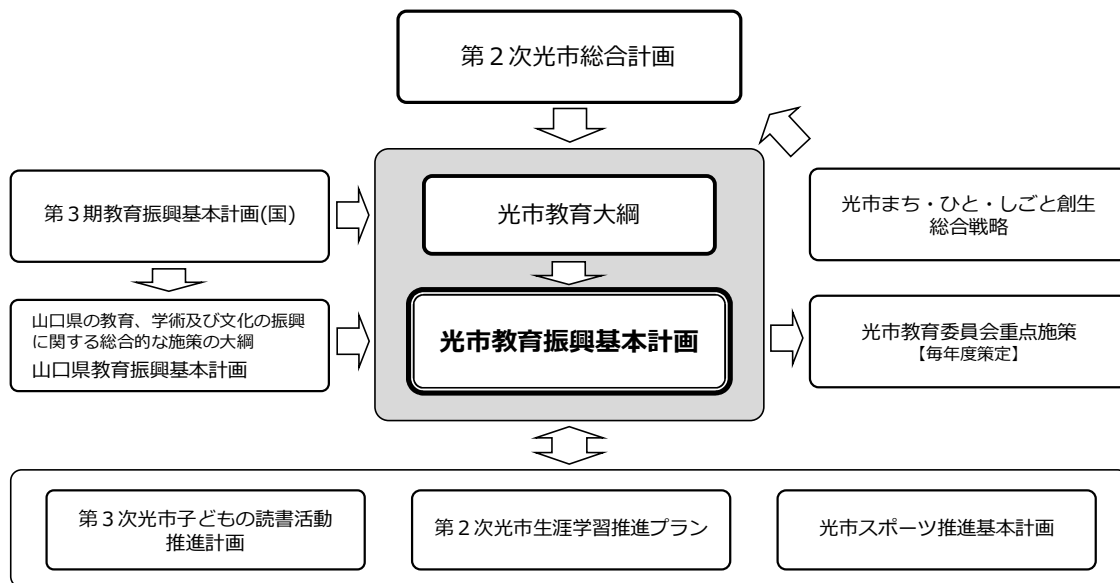
光市では、平成29年度から平成33年度までを計画期間とする第2次光市総合計画*を平成29年3月に策定し、まちづくりの20年後の将来像「ゆたかな社会 ～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」を展望した教育施策の推進など総合的かつ計画的なまちづくりを進めています。

また、時期を同じくして光市総合教育会議*において、本市の教育の基本理念、教育目標、基本目標等、教育振興に関する施策の根本となる「光市教育大綱*」を策定し、市長と教育委員会が一層の連携のもと、総合的に教育行政を推進しているところです。

この「光市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）は、「光市教育大綱*」を踏まえ、中長期的な視点から本市の目指す教育の具体的な方向性を明らかにし、その実現に向けた教育施策を着実に推進していくための基本的な計画として策定するものです。

2 位置付け

本計画は、法第17条第2項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、山口県の教育振興基本計画を参考にしつつ、光市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。また、「光市教育大綱*」を計画の中核とし、本市の最上位計画である第2次光市総合計画*の教育分野に関する内容を、より具体化して整理したものです。



3 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から「第2次光市総合計画*」及び「光市教育大綱*」の終期年度となる平成33年度までの4年間とします。

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
光市総合計画 後期基本計画				第2次光市総合計画					
		光市まち・ひと・しごと創生総合戦略							
				光市教育大綱					
								光市教育振興基本計画	

第2章 基本的な考え方

1 教育理念と教育目標

本計画は、「光市教育大綱*」を具現化するために、その取組みを示すものです。

策定にあたっては、「光市教育大綱*」で定めた教育理念、教育目標、教育行政推進上の柱とする5つの基本目標等を示した上で、その実現に向け、重点的に取り組む施策の方向性や施策体系を明らかにし、具体的な施策や取組みを定めます。

■ 教育理念

連携と協働で育む 光の教育

本市では、幼保・小・中学校の連携*による15歳までを見通した「学び」と「育ち」をつなぐ“縦の連携”と、すべての公立小・中学校がコミュニティ・スクール*として、学校、家庭、地域が一体となった“横の連携”を両輪として、同時進行による連携・協働を重視した教育を展開しています。こうした中、さらなる連携・協働の視点を持ち社会総掛かりによる人づくりの実現を図るべく、本市における教育理念を「連携と協働で育む 光の教育」として掲げ、教育の振興を図ります。

■ 教育目標

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

本市の未来を担う人づくりを進めるにあたり、教育理念を踏まえ、光市をこよなく愛し夢や希望に向かって一人ひとりがひかり輝き、心ゆたかにたくましく生き抜く人々の育成を目指し、教育目標を「夢と希望にあふれ 未来へ輝く『光っ子』の育成」として、総合的に教育施策を推進します。

「光っ子」のすがた

教育目標の実現にあたり、「光っ子」のすがたとして、成長段階に応じた次の3つの目標像を掲げ、生涯にわたって学び続ける本市の人づくりを進めます。

● 知・徳・体の調和がとれた「生きる力*」を身に付け、人とつながりながら社会を生き抜く人

今日の変化の激しい社会を自立的に生きるために必要な「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」の調和がとれた「生きる力*」を身に付け、人と関わりながら社会の一員としての自覚を高め、たくましく生きる人

● ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人

ふるさと光市の文化・自然を愛し、多彩な芸術・文化活動をとおして、国際感覚豊かに幅広い視野で考え行動し、自らの夢の実現に向かって挑戦する人

● 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、スポーツに親しみ健やかで社会に貢献する人

生涯を通じて楽しく学び、自らを高めるとともに、心身ともに健康で生き生きと暮らし、学んだ知識や経験を主体的に地域などで活かしながら多様な人々をつなぐ人

2 基本目標と基本施策

教育理念及び教育目標を踏まえ、教育施策を実施するにあたり、5つの基本目標を教育行政推進上の柱として掲げるとともに、基本目標ごとに次の基本施策を設定し、その実現を図ります。

基本目標 1

「生きる力*」を育む地域ぐるみの教育の推進

基本施策 1－1 質の高い幼児期の教育・保育の推進

基本施策 1－2 連携と協働で育む学校教育の推進

基本施策 1－3 教育開発研究所における先導的調査研究の推進

基本目標 2

絆を育む つながりをとおした家庭教育支援の推進

基本施策 2－1 地域ぐるみの子育て支援の充実

基本施策 2－2 組織的な家庭教育支援の充実

基本目標 3

ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進

基本施策 3－1 人権尊重の意識を高める人権教育の積極的な推進

基本施策 3－2 学校・家庭・地域のつながりを基盤とした社会教育の推進

基本施策 3－3 芸術・文化活動の振興と地域文化の保存・活用・継承

基本目標 4

生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進

基本施策 4－1 学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会*の推進

基本施策 4－2 市民の身近にある学びと憩いの拠点を目指した図書館機能の充実

基本施策 4－3 生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しめる環境の充実

基本施策 4－4 子どもたちの健やかな心と体を育む学校給食の充実

基本目標 5

安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

基本施策 5－1 安全・安心な教育環境の整備・充実

基本施策 5－2 学習に集中できる質の高い教育環境の整備・充実

3 「教育ブランドひかり*」の創造

基本目標の実現に向けた諸施策を進めるにあたり、特に子どもたちの教育に焦点を当てて重点的に取り組む6つの教育戦略を「教育ブランドひかり*」と名付けます。

本計画では、これらの戦略の方向性を明らかにするために、次の具体的な取組みを通して、教育の光ブランドを創出し、「教育ブランドひかり*」の創造を図ります。

1

人と人とのつながりをとおして ゆたかな心を育む教育の推進

学校、家庭、地域における様々な人と人とのつながりや多様な体験活動をとおして、コミュニケーション力や人間関係調整力等の育成を図るとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができ、人を尊ぶ子どもを育てます。

- 子どもの心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的、計画的に推進します。
- 道徳性を高めることを目標として、「特別の教科 道徳」の学習における「考え、議論する道徳」への質的転換を図るとともに、地域や学校間の連携による体験活動を充実させます。
- ふるさとを大切にする心の育成を目的として、子どもたちが信頼できる大人と多く関わりながら様々な経験を重ねるコミュニティ・スクール*の取組みを進めます。
- 地域の社会活動や集団の中での奉仕活動、野外活動、レクリエーション等に参加、協力し様々な体験活動を通して、協調性や思いやりなどの豊かな人間性、規範意識などの社会性を育む、中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ*の活動を推進します。

2

学力向上を目指すチーム光*による授業づくり「ラーニング光*」の実践

コミュニティ・スクール*や学校間・校種間連携を基盤としたチーム光*による、主体的・協働的な学びを重視した新たな学習スタイル「ラーニング光*」の開発・実践をとおして、子どもたちが課題を発見し協働的に課題を解決する子ども主体の授業づくりの基盤を確立し、学力の向上を図ります。

- 学力向上推進リーダーや推進教員*、小学校間の連携、小・中学校の連携、地域の教育力の活用等の総合力を基盤としたチーム光*による実践を通して、授業力の向上、組織的な取組みの充実、学習規律の徹底を図り、子ども一人ひとりが「わかる授業」を目指します。
- 授業力の向上を図る授業展開「光スタンダード*」による学習課題の共有、学習活動の活性化、振り返りの充実を重視した授業づくりを基本に、主体的・対話的で深い学びの視点に立ち、個々の課題や実態に応じて授業改善を重ねていく学習スタイル「ラーニング光*」を推進します。

3

コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育「イングリッシュプラン光*」の実践

小・中学校の学びの連続性を活かした英語教育「イングリッシュプラン光*」のカリキュラム開発・実践をとおして、グローバル化の進展に対応する英語学習を構築し、子どもたちが英語を積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。

- 研修会の充実による教職員の専門性の向上を図るとともに、小・中学校において学習過程の共有を図る授業モデル「English 4 Step*」の活用やクラスルームイングリッシュ*を通して、系統性のある英語教育を展開します。
- 子どもたちが英語にふれる機会や英語によるコミュニケーションの充実を図るため、小学校低学年からの外国語活動*の導入、長期休業を活用した英語体験型ワークショップ「イングリッシュキャンプ光」を実施します。
- 外国でのホームステイによる生活体験を通して、生活習慣・文化・語学等幅広い知識を身に付け、国際感覚の育成を図るため、「中学生等海外派遣事業」を実施します。
- 伊藤博文公生誕のまちとして、伊藤公が残した数々の功績の中の1つである、英語の必要性や英語による表現の重要性を次世代に継承するため、「伊藤公カップ英語スピーチコンテスト*」を開催します。

4

光市の美しさ 魅力 未来の輝きに迫る「光市民学*」の開発と活用

小・中学校の教科、領域を横断したカリキュラムとして、光を探究する学び「光市民学*」の開発・活用をとおして、光市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図ります。

- 光市を知り、学ぶための教材の研究及び開発を行います。
- 光市の人材・資源の積極的な活用を通して、身近な地域を含む社会とのつながりを重視する総合的な学びを目指した小中一貫型のカリキュラムづくりを進めます。
- 学校における地域学習として、光市をテーマとした学習を進め、ふるさとを愛する心を育成します。
- 地域を知り、地域を語り、地域をより良くしようと実践ができる子どもの育成を図ります。

5

地域とともにある次世代型コミュニティ・スクール*の推進

「15歳は地域の担い手」を合い言葉に、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会総掛かりの教育の実現を図るため、学校が地域社会の中で役割を果たし、地域とともに発展していく活力ある学校づくりを推進します。

- 中学校区を単位とする、学校・家庭・地域の連携・協働の取組みを推進します。
- 各学校区の学校運営協議会*が学校課題の解決の場として活性化するよう、運営の質の向上を図ります。
- 地域との望ましいコミュニケーションを通して、子どもたちのふるさとを愛する心を育成します。
- 地域行事への児童生徒の主体的、積極的な参加を図ります。
- 保護者や地域住民の学校の教育活動への積極的な参加を図ります。

6

「学び」や「育ち」を支える小中一貫教育*へのアプローチ

適正規模・適正配置や教育環境の充実、教育力の維持向上などの観点から、光市立小・中学校の将来の在り方について検討し、義務教育のさらなる質的向上を図る学校づくりを推進します。

- 小・中学校9年間を見通したカリキュラムを作成し、連続性、適時性のある教育活動を進めます。
- 中学校区を単位としたネットワークの中で、小・中学校が共通の教育目標（目指す子ども像）を共有し、子どもの「学び」と「育ち」を系統のかつ一体的に支援します。
- 平成30年3月に策定した「光市立学校の将来の在り方に係る基本構想*」に基づき、全市立小・中学校において連携・協働を基盤とした小中一貫教育*をスタートします。子どもたちは現在の小・中学校に在籍しながら、現状の施設を活用しつつ、中学校区を単位とした小中一貫型の小学校・中学校を開始します。

第3章 施策の展開

第3章では、5つの基本目標を具体的、計画的に推進していくため、14の基本施策、52の具体的施策を「施策の体系」として示すとともに、本市の教育の現状と課題を基本目標ごとに整理したうえで、施策を展開しています。

基本施策とは、基本目標を実現するために目指すべき施策の方針を定めたものであり、具体的施策では、基本施策の実現に向け、推進すべき行政活動について、主な取組みや事業の概要とともに整理しています。

また、本計画の進捗を適切に管理するため、これらの取組みの成果を主な指標として、近況値とともに平成33年度までの目標値を数値等で示しています。

さらには、本市が実施している施策のうち、特徴的な事業については、「事業 Pick Up」として事業紹介を記載しています。

事業 Pick Up

光市教育振興基本計画策定懇話会*の開催

光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱に基づき、平成29年7月から計3回にわたり、光市教育振興基本計画策定懇話会*を開催しました。

懇話会では、本市教育の将来の在り方をはじめ、地域ごとの実情や様々な教育課題の解決に向けた活発な意見交換等が行われ、委員の皆様から多くの意見や提言をいただきました。



施策の体系

「教育ブランドひかり」の創造

「教育ブランドひかり」は、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育を中心として、重点的に取り組む光市ならではの教育戦略をととして、教育の光ブランドを創出するキーワードです。

- 1 人と人とのつながりをとおして ゆたかな心を育む教育の推進
- 2 学力向上を目指すチーム光による授業づくり「ラーニング光」の実践
- 3 コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育「イングリッシュプラン光」の実践
- 4 光市の美しさ 魅力 未来の輝きに迫る「光市民学」の開発と活用
- 5 地域とともにある次世代型コミュニティ・スクールの推進
- 6 「学び」や「育ち」を支える小中一貫教育へのアプローチ

教育理念	教育目標	「光っ子」のすがた	基本目標	基本施策	具体的施策	
連携と協働で育む 光の教育	夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成	●●● 知・ふる生涯にわたる心と徳・徳・体に誇りと愛着をもち、調和のとれた「生きる力」を身に付け、人とつながりながら社会に貢献する人 社会を生	1 「生きる力」を育む 地域ぐるみの教育の推進	1-1 質の高い幼児期の教育・保育の推進	1 子育て支援の総合的な推進 2 幼児教育の充実 3 保育環境の充実	
				1-2 連携と協働で育む 学校教育の推進	1 確かな学力を育む教育の推進 2 豊かな心を育む教育の推進 3 健やかな体を育む教育の推進 4 特別支援教育の推進 5 連携・協働教育の充実と進化 6 国際性豊かな人づくり 7 高校・高等教育の推進 8 教職員の資質の向上	
				1-3 教育開発研究所における 先導的調査研究の推進	1 心の豊かな成長を育む学校運営の調査研究 2 光を探究する学びに関する調査研究 3 光を探究する学びに関する調査研究 4 教育に関する情報の収集・発信・啓発	
				2 絆を育む つながりをとおした家庭教育支援の推進	2-1 地域ぐるみの子育て支援の充実	1 子育て意識の醸成 2 子育て支援体制の充実 3 子育て・子育て環境の質の向上 4 食育子育ての推進
					2-2 組織的な家庭教育支援の充実	1 家庭教育支援等の推進 2 学校・家庭・地域の連携による家庭教育支援
				3-1 人権尊重の意識を高める 人権教育の積極的な推進	1 学校における人権教育の推進 2 地域社会における人権教育の推進	

●●●
 生涯にわたる学びの意欲に満ち、スポーツに親しみ、健康で社会に貢献する人
 心・徳・体の調和のとれた「生きる力」を身に付け、人とつながりながら社会を生き抜く人

3 ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進	3-2 学校・家庭・地域のつながりを基盤とした社会教育の推進	1 社会教育活動の支援 2 光市民憲章の普及・啓発 3 青少年健全育成の推進 4 青少年関連施設の管理・運営
	3-3 芸術・文化活動の振興と地域文化の保存・活用・継承	1 芸術・文化活動の振興と活性化 2 地域文化の保存・活用・継承 3 伊藤博文公の遺徳継承と資料館の利用促進 4 文化施設の利用促進と環境整備
4 生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進	4-1 学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会の推進	1 生涯学習の推進 2 学習機会の提供と充実 3 学習成果の地域づくりへの活用
	4-2 市民の身近にある学びと憩いの拠点を旨とした図書館機能の充実	1 市民参画による図書館の運営 2 図書館サービスの充実 3 子どもの読書活動の推進 4 自然豊かで親しみのある環境の整備
	4-3 生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しめる環境の充実	1 スポーツに親しみ、楽しめる環境の充実 2 生涯スポーツの推進 3 競技スポーツの推進 4 スポーツ振興組織の充実と強化 5 体育施設の活用と充実
	4-4 子どもたちの健やかな心と体を育む学校給食の充実	1 安全・安心な学校給食の提供 2 栄養バランス・多様性に配慮した学校給食の提供 3 食育の推進 4 長期的な安定運営
5 安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実	5-1 安全・安心な教育環境の整備・充実	1 安全・安心な学校施設等の整備 2 児童生徒の安全・安心の確保
	5-2 学習に集中できる質の高い教育環境の整備・充実	1 将来に向けた教育環境の整備 2 快適な教育環境の整備・充実 3 就学の支援

1 「生きる力*」を育む地域ぐるみの教育の推進

■ 現状と課題

21世紀は、新しい知識や情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会、いわゆる「知識基盤社会」の時代とされています。また、グローバル化やインターネットの普及等に伴う高度情報化社会の進展など、子どもたちを取り巻く環境は急激に変化し、複雑化、多様化する教育課題に的確に対応していくことがますます重要になっています。

特に今を生きる子どもたちは、“ゆとり”と“詰め込み”の二項対立を乗り越え、基礎的な知識や技能に加え、思考力や判断力、表現力等及び主体的に学習に取り組む態度を兼ね備えた「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力*」の習得が、より一層求められています。

こうした子どもたちの「生きる力*」を地域とともに育むため、幼児期の教育・保育においては、平成27年3月に策定した「光市子ども・子育て支援事業計画*」に基づく総合的な子育て支援を展開するとともに、「おっぴい都市宣言*」のまちにふさわしい、やさしさあふれる独自の施策の実施など、質の高い幼児教育、保育の推進に努めていますが、引き続き、子育て家庭や地域のニーズを踏まえた包括的な取組みが求められています。

学校教育においては、15歳までを見通した「学び」と「育ち」をつなぐ連携・協働による、幼保及び小中連携教育*のさらなる深化・充実に向け、特に義務教育9年間のつながりを重視した、地域ぐるみの小中一貫教育*への発展を目指す必要があります。

また、光市教育開発研究所*では、平成29年3月に示された新たな学習指導要領*に基づく教育課程の将来的な実施を見据え、知識の理解や確かな学力の育成をはじめ、道徳教育の充実や体験活動の重視、外国語教育の充実等の視点を踏まえた総括的な研究や先導的な調査が重要になっています。

基本施策 1-1 質の高い幼児期の教育・保育の推進

■ 基本施策の方針

「おっぴい都市宣言*」のまちとして、光市で子どもを生み育てたくなる、やさしさあふれる質の高い独自の子育て支援対策を展開します。また、「光市子ども・子育て支援事業計画*」に基づき、まち全体で子どもを育てる意識の醸成や温もりある地域との交流、子育て・子育て環境の質の向上を図るため、幼児教育と保育の一体的な提供をはじめ総合的な子育て支援の実施とともに、子どもの個性に応じた適切な教育、子どもや家庭の実情に即した各種保育サービスの充実など、質の高い幼児教育・保育を推進します。

■ 具体的施策

1 子育て支援の総合的な推進

主な取組み	概要	担当
「おっばい都市宣言*」に基づく子育て支援の展開	子育て世帯が希望にあふれ、全ての子どもたちが、父母や地域の愛情に包まれて育つまちの実現に向けて、「おっばいまつり」の開催など、学校や事業所、地域、行政が一体となった取組みを進めます。	子ども家庭課
光市子ども・子育て支援事業計画*に基づく総合的な子育て支援の推進	子育て世帯のニーズや「おっばい都市宣言*」の理念を踏まえ、総合的かつ計画的に施策を推進します。また、「光市就学相談員*」による就学相談会を開催するなど、就学に不安のある保護者に寄り添った支援を実施します。	子ども家庭課 学校教育課

2 幼児教育の充実

主な取組み	概要	担当
幼稚園施設の整備・充実	幼稚園施設の適正な維持管理など、子どもたちが、安全にのびのびと過ごすことができる環境づくりに努めます。	子ども家庭課
幼児教育に関する研修会の実施	幼稚園・保育所・小学校の連携や職員の資質向上を図るため、各種研修等を通じた指導体制の充実を図るとともに、幼保小連携教育研修会を通じて、教職員同士が方向性を共有し、相互連携を深めます。	子ども家庭課 学校教育課

3 保育環境の充実

主な取組み	概要	担当
各種保育事業の実施	障害児保育、一時預かり、延長保育、病児保育など、子どもや家庭の実情やニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。	子ども家庭課
保育所施設の整備・充実	保育施設の適正な維持管理など、子どもたちが、安全にのびのびと過ごすことができる環境づくりに努めます。	子ども家庭課
公立保育所の耐震化の推進	子どもたちの安全・安心を確保するため、計画的に耐震化を推進します。	子ども家庭課
保育士の確保対策の推進	良質な保育環境を目指し、保育士を確保しやすい環境づくりを進め、待機児童「ゼロ」の維持に努めます。	子ども家庭課

■ 主な指標

指標名	近況値	目標値(H33)
①公立保育所の耐震化率	83.3%	100.0%
②保育所等における待機児童数	0人	0人

※近況値出典【年度】：①②子ども家庭課【28】

事業 Pick Up

「おっぱい都市宣言*」に基づく子育て支援の展開

～おっぱいまつり～

光市は、全国的にも例のない「おっぱい都市宣言*のまち」です。「おっぱいまつり」とは、愛情豊かなふれあいの子育てをまち全体に広げるため、学校や地域、事業所、行政などが一体となった「親子がともにHAPPYになれるイベント」が一堂に会したまつりで、毎年、8月にあいぱーく光で開催しています。

平成29年度は「みつめ だきしめ かたりあう～世界一のHUGタウンを目指して～」をテーマに、8月6日（日）に記念すべき第25回目として、盛大に開催されました。今年は、親子連れなど約3,000人が訪れ、パネルクイズ「おっぱい25」や赤ちゃんハイハイ競走などの多彩なイベントや、「おっぱい都市宣言*のまち」イメージキャラクターの“きゅっと”ちゃんとのふれあいを楽しみました。



基本施策 1-2 連携と協働で育む学校教育の推進

■ 基本施策の方針

変化の激しい社会を自立した人間として生き抜くために必要な「確かな学力」と「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた「生きる力*」を身に付けるとともに、人との関わりを通して社会の一員としての自覚を高めるなど、未来の担い手としての基礎を培う学校教育を推進します。

「確かな学力」の育成では、「チーム光*」による授業づくりや新しい学習スタイル「ラーニング光*」の開発・実践に取り組み、子ども主体の授業づくりを進め、「わかる授業」を創造します。また、「豊かな心」の育成では、道徳教育や人権教育、キャリア教育*、福祉教育、環境教育等を推進するなど、夢と希望を育む教育や豊かな体験活動の充実に努めるとともに、「健やかな体」の育成では、体育的教育活動の推進と健康教育や食育*等、自らの健康を自ら守り、自らを鍛えようとする態度を養います。

こうした中で、児童生徒の「学び」と「育ち」を支援するため、小中連携教育*から義務教育9年間のつながりをより重視した「小中一貫教育*」への発展と、各学校区単位から中学校区を単位とした「次世代型コミュニティ・スクール*」への進化とともに、学校間・校種間と学校・家庭・地域との連携・協働を一層強固な基盤とした学校づくりを進めます。

また、「スクールライフ支援員*事業」をはじめ「光っ子教育サポート事業」や「特別支援教育*推進事業」など、児童生徒一人ひとりの個性と資質を伸ばすため、きめ細かな支援を実施するとともに、グローバル化に対応した外国語教育「イングリッシュプラン光*」の推進をはじめ、中学生の海外派遣事業や民間との連携による「英語スピーチコンテスト」に取り組むなど、国際性豊かな人づくりや国際理解、異文化等を体験できる学習機会を創出します。

高校・高等教育の推進では、県と連携して地域や生徒のニーズに対応できる学習環境の充実や特色ある学校づくりを支援するとともに、私立学校においては、自主性を尊重しつつ、教育環境の維持・向上を図るための支援を行います。

また、経済的理由に左右されず、学生の修学機会を確保するための奨学金制度等、必要な就学支援について、継続して実施します。

こうした様々な教育活動の充実・改善を図るため、教職員の研修機会の充実とともに、資質向上に努めていきます。

■ 具体的施策

1 確かな学力を育む教育の推進

主な取組み	概要	担当
「チーム光*」による学力向上を目指した授業づくり	学力向上推進リーダーや推進教員*、小小及び小中連携、地域の教育力の活用等を基盤とした「チーム光*」による実践を通して、授業力の向上、組織的な取組みの充実、学習規律の徹底を図り、「わかる授業」を目指します。	学校教育課
新たな学習スタイル「ラーニング光*」の開発・実践	授業力の向上を図る授業展開として「光スタンダード*」を意識した授業作りを基本に、アクティブ・ラーニングの視点を踏まえ、授業改善を重ねる「ラーニング光*」の確立を目指します。	学校教育課
グローバル化に対応した外国語教育「イングリッシュプラン光*」の推進	授業や多様な場面でのALT（外国語指導助手）の活用や英語体験型ワークショップの実施、教職員の専門性の向上に向けた研修会の充実等、コミュニケーション能力の育成を目指した英語教育を推進します。	学校教育課

事業 Pick Up

英語体験型ワークショップ 「イングリッシュキャンプ光」の開催

英語力の向上を目指す児童が英語でのコミュニケーションを図る体験を通じて、楽しみながら英語に慣れ親しむことを目的に、夏休みの期間を利用して、平成29年8月28日（月）に、英語体験型ワークショップ「イングリッシュキャンプ光」を周防の森ロッジで初めて開催しました。

当初は、英語でのコミュニケーションに戸惑いながらも次第に慣れ、気がつけば子どもたちからALTの先生に、英語で話しかける姿が至るところで見られました。



2 豊かな心を育む教育の推進

主な取組み	概要	担当
夢の実現に向け志を抱かせるキャリア教育*の推進	職場見学や職場体験等、学校の学びと社会との接続を意識した学習や1/2成人式、立志式等を契機に、志を抱かせる教育活動の充実を図ります。また、学校、家庭、地域、企業等が連携し、キャリア教育*を推進するとともに、子どもたちの社会的・職業的自立に向けた意欲・態度・能力の育成を図ります。	学校教育課 文化・社会教育課 商工観光課
地域と連携した福祉教育の推進	ボランティア活動や福祉に関する多様な体験活動など、豊かな体験を通して、命の大切さと思いやりの心を育むため、地域や関係団体、関係機関と連携を図り、地域ぐるみの福祉教育を進めます。	学校教育課 福祉総務課 高齢者支援課
未来のパパママ応援事業の実施	中学3年生を対象に、乳幼児とのふれあい体験を通して、生命の大切さや親への感謝の気持ち、子どもを生き育てることのすばらしさ等について啓発します。	子ども家庭課 学校教育課
生命を尊び、自然を大切にす環境教育の推進	環境に関する学習や学校と地域が連携して取り組む体験活動等の充実を図るとともに、児童生徒の環境保全意識の醸成に努めるなど、地球規模から身近な課題について、学び、考え、行動につなげる環境教育に取り組めます。	学校教育課 環境政策課 環境事業課
スクールライフ支援員*による支援の拡大	支援員を学校や保護者の要望に応じて派遣し、学校復帰に向けて、不登校や集団不適應にある児童生徒への相談活動や適応指導、学習指導を実施します。	学校教育課
心療カウンセラーの派遣による支援の充実	不登校、いじめ、問題行動、就学等の様々な教育相談について、臨床心理士を派遣し、児童生徒、保護者の心身の健康を保持するためのカウンセリングや教職員の資質向上に向けた研修を実施します。	学校教育課
不登校未然防止への取組みの充実	不登校の兆候が現れた段階や休みはじめの段階で、社会福祉士の家庭や学校への派遣やケース会議への参加等を通して関係機関との調整を図り、不登校の未然防止・早期対応に向けた取組みを実施します。	学校教育課
いじめ等への総合的な対応の強化	家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、いじめ等の未然防止や早期発見、早期対応など、継続的な取組みとともに、ヤングテレホンひかり*や専門家による教育相談の実施など、相談体制の整備、充実を図ります。	学校教育課 文化・社会教育課

3 健やかな体を育む教育の推進

主な取組み	概 要	担 当
体育的教育活動の推進	学校ごとの「体力向上プログラム」を作成・改善し、目標の明確化を図り、1校1取組みの一層の充実と体育科の授業との関連を強化していきます。また、学校・家庭・地域との連携により、児童生徒の遊びやスポーツの機会の充実を図ります。	学校教育課 体育課
学校保健の充実	児童生徒及び職員の健康保持、増進を図るため、学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携しつつ、健康管理及び適切な保健指導を行います。	学校教育課
学校における食育*の推進	家庭や地域、関係機関と連携し、食に関する正しい知識と食品の選択能力等を身に付けるための指導を実施するとともに、日常生活において正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付けるため、栄養教諭及び栄養職員による学校訪問指導を行います。	学校教育課 学校給食センター
学校給食における地産地消*の推進	地域の産物への理解や感謝の気持ちを育むなどの食育*の推進を図るため、地場産食材の積極的な使用に努めます。	学校給食センター
よい歯のコンクールの実施	生涯を通して歯科保健に対する意識を高め、歯の衛生に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、歯牙及び口腔内の健康な児童生徒を選抜・表彰するため、光市、光市教育委員会、光市歯科医師会の主催により開催します。	学校教育課 健康増進課
喫煙防止の啓発	小中及び高等学校の児童生徒を対象に、たばこに関する正しい知識の普及啓発を行います。	健康増進課
出前健康講座の実施	児童生徒や保護者を対象に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による健康に関する講話等を行います。	健康増進課

4 特別支援教育*の推進

主な取組み	概 要	担 当
一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導及び支援の充実	合理的配慮の提供や基礎的環境の整備、全校体制による支援の充実を図るとともに、共生社会*の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に学ぶ「インクルーシブ教育*」に関する仕組みの構築を目指します。	学校教育課
光っ子サポーター*による支援の充実	特別な配慮を要する児童生徒が在籍する学級に補助教員を配置し、学級集団の中で生活習慣・学習習慣を確かに身に付けることができるよう、きめ細かな指導体制を充実するとともに、学級の安定化を図ります。	学校教育課
専門性を活かした相談、支援体制の整備	児童生徒の心身の健康の保持及び保護者の養育に関する不安を軽減するため、光っ子コーディネーター*を配置するとともに、就学相談会や教育支援委員会等を実施するなど、早期支援・継続的支援に努めます。	学校教育課

5 連携・協働教育の充実と進化

主な取組み	概 要	担 当
連携教育から一貫教育への深化・充実	9年間を見通した教育目標と15歳段階で目指す子ども像を設定及び共有し、幼保・小・中学校における学校間・校種間連携を密にした具体的な取組みを進めるなど、子どもの「学び」と「育ち」をつなぐ教育を展開します。	学校教育課
次世代型コミュニティ・スクール*の進化	中学校区における学校運営協議会*や地域の各種団体のネットワークの強化を図り、目指す子ども像を共有した取組みを進め、社会総掛かりで子どもたちの学びや育ちを支援する「地域とともにある学校づくり」を推進します。 また、学校、家庭、地域、企業等が連携したキャリア教育*を推進し、主体的に自ら未来を切り拓き、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子どもたちを育てます。	学校教育課
地域学校協働活動の推進	各中学校区に地域学校協働活動推進員（統括コーディネーター）*を配置し、学校・家庭・地域が連携、協働し、子どもたちの学びや育ちを地域ぐるみで見守り、支援します。	文化・社会教育課

6 国際性豊かな人づくり

主な取組み	概要	担当
中学生等海外派遣事業の推進	夏休みの期間を活用して、中学生等を海外へ派遣し、語学研修やホームステイを通して、国際コミュニケーション能力や国際感覚、責任感等を身に付けるとともに、国際社会に貢献できる人材の育成を目指します。 また、教育フォーラムなど様々な機会を通じて、海外派遣の成果を報告するとともに、異文化に関する情報の共有や国際理解の促進を図ります。	教育総務課
グローバル化に対応した外国語教育「イングリッシュプラン光*」の推進(再掲)	授業や多様な場面でのALT(外国語指導助手)の活用や英語体験型ワークショップの実施、教職員の専門性の向上に向けた研修会の充実等、コミュニケーション能力の育成を目指した英語教育を推進します。	学校教育課
伊藤公カップ英語スピーチコンテスト*の実施	伊藤公が残した功績の中の1つである、英語の活用や英語による表現の重要性を子どもたちに継承するとともに、英語による表現力やコミュニケーション能力の向上を図ります。	文化・社会教育課

7 高校・高等教育の推進

主な取組み	概要	担当
私学振興への支援	私立学校の自主性を尊重しながら、教育環境の維持・向上、生徒の学力向上を図るために必要な支援を行います。	教育総務課
奨学金等による就学支援の実施	向学心に富み、有能な資質を有するにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒に、学資の貸付を行います。	学校教育課 教育総務課

8 教職員の資質の向上

主な取組み	概要	担当
各種研修、職場体験等による研修機会の充実	学校改革の推進及び教育活動の充実改善を図るため、異業種の職場における体験研修や多様な研修の機会を提供するとともに、教職員の資質向上に努めます。	教育開発研究所 学校教育課

■ 主な指標

指標名	近況値	目標値 (H33)
①「自分にはよいところがある」と思う子どもの割合	小学校 79.7% 中学校 82.6%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
②将来に夢や目標を持っている子どもの割合	小学校 89.2% 中学校 75.5%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
③全国学力・学習状況調査平均正答率	小学校 【市】 【全国】 国語A 78% 74.8% 国語B 60% 57.5% 算数A 81% 78.6% 算数B 48% 45.9% 中学校 【市】 【全国】 国語A 80% 77.4% 国語B 77% 72.2% 数学A 69% 64.6% 数学B 52% 48.1%	全国平均を上回る
④全国体力・運動能力、習慣等調査における体力合計点の平均値	【市】 【全国】 小学5年生 男子 52.5点 54.2点 女子 53.2点 55.7点 中学2年生 男子 42.3点 42.0点 女子 51.9点 49.8点	小学5年生 男子 54.0点 女子 57.0点 中学2年生 男子 43.0点 女子 52.0点
⑤不登校児童生徒の割合	0.98%	0.60%

※近況値出典【年度】：①②③学校教育課：全国学力・学習状況調査【29】

④学校教育課：全国体力・運動能力、運動習慣等調査【29】

⑤学校教育課【28】

基本施策 1-3 教育開発研究所における先導的調査研究の推進

■ 基本施策の方針

平成 29 年 3 月に公示された新たな学習指導要領*に基づく教育課程が小学校で平成 32 年度から、中学校では平成 33 年度から完全実施されることを見据え、光市教育開発研究所*では、将来的な教育振興に伴う総括的な研究や先導的な調査研究を実施していきます。

心の豊かな成長を育む学校運営の調査研究では、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として位置付け、小学校で平成 30 年度、中学校では平成 31 年度から実施されることを踏まえ、「考え、議論する」道徳科へのスムーズな質的変換と指導方法について研究を進めます。

また、光を探究する学びに関する調査研究では、ふるさと光市をこよなく愛し、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図るため、小・中学校の教科、領域を横断したカリキュラムとして、光を探究する学び「光市民学*」の開発と活用を行います。

さらには、カリキュラムマネジメントや指導方法の調査研究として、小学校での「外国語活動*」や小・中学校での外国語（英語）教育の実施に向け、小中連携、一貫教育を基盤とした外国語教育等の調査研究を進めます。

■ 具体的施策

1 心の豊かな成長を育む学校運営の調査研究

主な取組み	概要	担当
学校運営部会による「特別の教科 道徳」に係る研究・推進	「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえ、「考え、議論する」道徳の時間の指導方法の工夫・改善と評価の在り方について調査研究を行います。	教育開発研究所 学校教育課

2 光を探究する学びに関する調査研究

主な取組み	概要	担当
教育課程部会による「光市民学*」の教材開発と実践	ふるさとを愛する心の育成とともに、光市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成に向けた「光市民学*」の開発と活用を進めます。	教育開発研究所 学校教育課

3 カリキュラム編成や指導方法の調査研究

主な取組み	概要	担当
教育実践部会による小中連携・一貫を基盤とした外国語教育等の研究・推進	小・中学校のつながりを見通した連携体制のもと、外国語教育における教材開発や指導方法の工夫・改善等につなげる調査研究を行い、授業づくりに活かしていきます。	教育開発研究所 学校教育課

4 教育に関する情報の収集・発信・啓発

主な取組み	概要	担当
各種教育広報紙、研究紀要等の発行と教育フォーラムの開催	教育に関する情報収集及び発信の充実を図るため、広報紙「光市の教育」や機関紙「共創」、研究紀要及び研究論文集を発刊するとともに、教育の現状や課題を共有するため、「教育フォーラム」を開催します。	教育開発研究所

■ 主な指標

指標名	近況値	目標値(H33)
①調査研究テーマの数	3テーマ	3テーマ以上
②各種教育広報紙、研究紀要等の発行回数	6回	6回
③教育フォーラムへの参加人数	750人	800人以上

※近況値出典【年度】：①②③教育開発研究所【28】

事業 Pick Up

教育に関する情報の収集・発信・啓発

～教育フォーラム in 光の開催～

「夢と希望にあふれ 未来へ輝く光っ子」を育むため、市民とともに考え、語り合う場として、毎年8月に教育フォーラム in 光を開催しています。

平成29年8月23日(水)には、幼保及び小中連携*をはじめ、校種間・学校間連携をキーワードに開催し、学習発表や海外派遣体験発表、教育講演、児童生徒の作品展示等が行われ、当日も750人の参加者が集い、教育のあり方について皆さんとともに考える1日となりました。



2 絆を育む つながりをととした家庭教育支援の推進

■ 現状と課題

少子化や核家族化、共働き世帯の増加をはじめ、人口減少に伴う地域とのつながりの希薄化や家庭における養育力の低下など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、「おっばい都市宣言*」のまちとして、「光市子ども・子育て支援事業計画*」に基づき、質の高い子育て支援策を展開しています。

本市では、子育て世代包括支援センターの機能に加え、多様化する子育てに的確に対応するため、家庭児童相談機能も兼ね備えた総合相談対応窓口として、平成 27 年 4 月に開設した子ども相談センター「きゅっと」*を中心に、子ども・子育てに関する総合相談支援体制の充実を図っています。

また、地域との連携、絆を重視した「ひかり子育て見守りネットワーク*」の構築や家庭における養育支援の推進など、地域養育力の向上に努めるとともに、就労と子育てを両立できる子育てにやさしい環境づくりを推進するため、「放課後児童クラブ（サンホーム）*」の適切な管理・運営等を実施しています。

こうした中、家庭教育は全ての教育の出発点であるとの認識のもと、地域や学校をはじめとする豊富なつながりにおいて、全ての保護者が安心して家庭教育を実施できる環境づくりや支援の充実が求められています。

基本施策 2-1 地域ぐるみの子育て支援の充実

■ 基本施策の方針

「おっばい都市宣言*」の理念を踏まえ、地域ぐるみの子育て意識の醸成を図るとともに、子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域ぐるみで支え、応援します。また、男女を問わず就労と子育てを両立できる環境づくりを進めるため、家庭・地域・事業所（職場）・学校・行政など、まちぐるみで子育て環境を見守る支援の「わ」を広げます。

また、子ども相談センター「きゅっと」*を中心に、子育て家庭の負担軽減に向けたアプローチを展開するとともに、就労家庭の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ（サンホーム）*の適切な管理・運営をはじめ、放課後子ども教室*の実施により、放課後や週末の子どもの安全・安心な居場所づくりや地域住民との交流を推進します。

さらには、乳幼児医療費及び子ども医療費助成制度について、高校生までの入院医療費の助成に加え、平成 29 年 8 月から通院医療費の助成を中学 3 年生まで拡充するなど、こうした制度の運用により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

■ 具体的施策

1 子育て意識の醸成

主な取組み	概要	担当
おっばい都市基本構想の推進	「みつめ だきしめ かたりあう」の基本理念のもと、社会全体で子育てを応援し、子どものみならず、全ての人が心豊かに育つ「おっばい育児*」を推進します。	子ども家庭課
おっばいまつりの開催やおっばい冊子等による子育て意識の醸成	「おっばい都市宣言*」の理念を踏まえ、おっばいまつりの開催や「おっばい冊子」の配布を通して、豊かな心を持って子育てをする「おっばい育児*」を推進し、子育ての「わ」を地域に広がります。	子ども家庭課 健康増進課

2 子育て支援体制の充実

主な取組み	概要	担当
光市子ども・子育て支援事業計画*に基づく総合的な子育て支援の推進（再掲）	子育て世帯のニーズや「おっばい都市宣言*」の理念を踏まえ、総合的かつ計画的に施策を推進します。また、「光市就学相談員*」による就学相談会を開催するなど、就学に不安のある保護者に寄り添った支援を実施します。	子ども家庭課 学校教育課
子ども・子育て総合相談体制の充実	妊娠前から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応するため、子ども相談センター「きゅっと」*を中心に、教育部門や母子保健部門等の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。	子ども家庭課
子育てに関する情報提供の充実	子育て情報誌やホームページ等を通じた子育て支援サービスの周知を図るとともに、子育ての安心感を醸成します。	子ども家庭課
地域における子育て見守りネットワークの構築	児童虐待の未然防止や早期発見をはじめ地域養育力の向上を目指し、子育てサポーター*や子育て支援コーディネーターの育成など、行政・地域・学校・家庭が一体となった子育て見守りネットワークを構築します。	子ども家庭課
ファミリー・サポート・センター*事業の実施	育児の援助を受けたい人と、支援できる人が会員になって、地域で子育てを助け合う相互援助活動を推進します。	子ども家庭課

3 子育て・子育て環境の質の向上

主な取組み	概要	担当
放課後児童クラブ (サンホーム)*の 管理・運営	放課後及び土曜日、長期休業中に保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な生活と遊びの場を提供するなど、子育てと仕事の両立を支援するとともに、児童の健全育成を図ります。	文化・社会教育課
放課後子ども教室* の充実	地域との連携により、放課後等にコミュニティセンター*や小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を推進します。	文化・社会教育課
子育てサークル等 の育成と支援	母親教室等により、子育てサークルの育成を行うとともに、活動の活性化に向けた各種支援を展開、さらには、サークル間の交流を促進します。	子ども家庭課
乳幼児医療費・子ども医療費助成制度 の充実	子ども医療分野におけるセーフティネットを構築し、子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。	子ども家庭課
ひとり親家庭への支援	経済的、精神的に不安定になりがちなひとり親家庭が不安を感じることなく子育てや就労ができるよう、環境整備や相談体制の充実に努めます。	子ども家庭課

4 食育*子育ての推進

主な取組み	概要	担当
食育*子育て支援事業 の実施	「食」を通して生涯にわたり健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことができるまちづくりを目指し、就学前までの児童を主に食育*を通じた子育て支援を推進します。	子ども家庭課

■ 主な指標

指標名	近況値	目標値(H33)
①子育てに関する講座・イベント等への参加者数	12,663人	12,000人
②地域の子育て支援拠点年間利用者数	15,870人	14,500人
③ひかり子育て見守りネットワーク*市民サポーター数	282人	400人
④放課後児童クラブ(サンホーム)*における待機児童数	0人	0人
⑤放課後子ども教室*実施回数	131回	130回

※近況値出典【年度】：①②③子ども家庭課【28】

④⑤文化・社会教育課【28】

事業 Pick Up

子ども・子育て総合相談体制の充実

～子ども相談センター「きゅっと」*～

子ども相談センター「きゅっと」*は、「子育て支援の充実した住みよいまち」の実現を目指すとともに、多様化する子育ての悩みや課題にワンストップで総合的に対応・支援するため、平成27年4月1日に、あいぱーく光に開設しました。

子ども相談センターには、母子保健コーディネーターや家庭児童相談員をはじめ、利用者支援専門員、母子・父子自立支援員などの相談員を配置し、妊娠前から子育て期の相談や児童虐待等への対応、さらには子育てに関する様々な情報を提供するなど、総合的な子育て支援を実施しています。



基本施策 2-2 組織的な家庭教育支援の充実

■ 基本施策の方針

子育てに悩みや不安を抱える家庭や保護者が増える中、様々な手法や媒体等を活用して情報提供を行うとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、互いに連携・協力し、地域人材を活用した家庭教育支援の体制を構築するなど、地域全体で子どもの育ちと学びを見守り、支え、安心して家庭教育ができる環境づくりを推進します。

また、成長過程に即した子育て講座の開催や親子を対象とした各種体験活動、交流活動を実施するなど、学習機会の充実や親子のふれあいを促進します。

■ 具体的施策

1 家庭教育支援等の推進

主な取組み	概要	担当
家庭教育に関する意識啓発及び情報提供	子育てのあり方や保護者の役割を再確認するため、保護者向けリーフレット等の活用により、家庭教育に関する意識啓発に努めます。	文化・社会教育課
子育て講座の実施	就学時健診や入学説明会など、保護者が集まりやすい機会を利用し、地域と連携・協力した子育て講座を開催し、家庭教育支援を行います。	文化・社会教育課
各種体験活動、交流活動の機会の充実	親子を対象とした様々な体験活動や交流活動の機会の充実とともに、親子のふれあいや仲間づくりを支援します。	文化・社会教育課

2 学校・家庭・地域の連携による家庭教育支援

主な取組み	概要	担当
地域人材の育成	子育てに関する相談や現代的な課題にも対応できる家庭教育アドバイザーを養成する講座等の受講により、地域人材を育成し、家庭教育支援の充実を図ります。	文化・社会教育課
地域人材を活用した家庭教育支援チーム*の形成と運営	学校・家庭・地域が連携し、身近な地域において家庭教育支援チーム*を設置し、保護者が安心して家庭教育を行えるように講座やサロン等を実施します。	文化・社会教育課 学校教育課

■ 主な指標

指標名	近況値	目標値(H33)
①子育て講座の実施回数	11回	13回以上
②家庭教育支援チーム*の設置	0チーム	5チーム

※近況値出典【年度】：①②文化・社会教育課【28】

事業 Pick Up

家庭教育支援等の推進

～子育て講座の開催～

子育て講座は、就学時健診や参観日など、多くの保護者が集まる機会を活用して、家庭の養育力の向上を図ることを目的に開催しています。

講座では、基本的な生活習慣や社会的マナーに関する講演をはじめ、親子のふれあいや関わりに関する様々なテーマとともに、保護者が家庭教育の重要性について学習する機会を提供しています。



3 ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進

■ 現状と課題

本市では、次代を担う人材として、ふるさと光市と生まれ育った地域をこよなく愛し、地域の担い手となるべく、夢と希望と誇りを持って、明るい未来を切り拓く「光っ子」の育成を目指しています。

人権教育においては、基本的人権の尊重という普遍的視点に立ち、生涯にわたり人権が尊重され、自由で平等な生活ができる人権尊重社会の実現を目指すため、「光市人権施策推進指針*」に基づく「いのち（生命）」「じゆう（自由）」「びょうどう（平等）」の理念のもと、学校、家庭、地域が一体となった人権教育・啓発活動の推進とともに、学校現場での教育活動を通じて、ゆたかな心を育む教育を組織的、継続的に実施しています。

社会教育においては、「地域の子どもは地域で育てる」といった考え方のもと、特に学校、家庭、地域の連携を通じた青少年の健全育成や、様々な奉仕・体験活動を通じた地域健全育成活動を推進するとともに、いじめや不登校に対する相談体制の充実に努めるなど、心身ともにたくましい子どもの育成が求められています。

また、豊かな人間性を育むとともに、日頃の暮らしにゆとりや潤いを与えてくれる芸術や文化活動では、芸術・文化、伝統芸能に加え、文化財や歴史的資源を適切に保存、活用、継承していくことは、郷土愛を育み、新たな文化を生み出すきっかけにもつながります。こうした芸術や文化に市民が気軽にふれあえる機会を創出するため、市民ホールや文化センターなどにおいて、優れた芸術や文化にふれ、親しめる環境の整備に努めるとともに、市民の自主的な芸術・文化活動を積極的に支援しています。

基本施策 3-1 人権尊重の意識を高める人権教育の積極的な推進

■ 基本施策の方針

市民一人ひとりが、かけがえのない尊い生命の主体者であるという認識のもと、生涯にわたって人権が尊重され、自由で平等な生活ができる地域社会を実現するため、「光市人権施策推進指針*」の理念を踏まえ、人権施策に関する総合的、効果的な取組みを通じて、市民の人権尊重への意識を高めるとともに、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場を通じて、正しい知識や理解を深めるための人権教育を推進します。

また、児童生徒の心身の成長の過程に即し、人権尊重の視点に立った指導の充実に努めるとともに、一人ひとりが互いを尊重した人間関係を構築できるよう家庭や地域と連携した環境づくりや人権課題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成と資質向上に努めます。

さらには、関係機関との連携により、各種講演会や研修会を開催するなど、地域における学習機会の充実に組織的、継続的に実施します。

■ 具体的施策

1 学校における人権教育の推進

主な取組み	概要	担当
組織的、計画的な推進体制の確立	校内推進組織を設置し、人権教育担当者を中心に、組織的に全体計画や年間指導計画、研修計画の立案等を行い、効果的な取組みとなるよう、家庭や地域と連携し、様々な活動の実施を推進します。	人権教育課 学校教育課
人権尊重の視点に立った指導の充実	互いを尊重した人間関係や人権を尊重した学習環境の整備に努めるとともに、児童生徒一人ひとりの特性を踏まえ、自己存在感や自己決定、共感的人間関係を大切にした教育活動の実践を図ります。	人権教育課 学校教育課
研修機会の充実等	人権に関する相談に適切に助言できるよう、光市学校人権教育研究指定校を中心に、学校における人権教育の充実に向けた調査、研究を行います。 また、人権尊重の意義や理念を理解し、課題を正しく認識できるよう、児童生徒の実態や教職員のニーズ、地域の課題等を踏まえ、計画的に研修会を実施します。	人権教育課 学校教育課

2 地域社会における人権教育の推進

主な取組み	概要	担当
支援・推進体制の整備・充実	人権教育推進協議会において活動状況、人権尊重に関する地域社会の課題及び住民の興味・関心を把握し、相互の連携を深め、講演会及び研修会への自主的な参加が得られるように努めます。	人権教育課
指導者の育成と資質の向上	光市人権教育指導者研究会員が所属する様々な組織との連携を密にし、講演会等への自主的な参加や人権に関わる認識を深めるため、講座などの運営を支援するなど、指導者の育成と資質の向上に努めます。	人権教育課
学習機会の充実と交流活動の支援	多様な学習機会や学習資料等の充実を図るなど条件整備に努め、特に、事業所等で人権に関する研修が行われるよう支援し、企業人権講座の充実に努めます。	人権教育課
人権教育・啓発等の充実	様々な人権問題の啓発とあわせ、総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。また、市民の人権意識の高揚を図るための講演会及び研修会を実施します。	人権教育課
教育集会所の適正な管理	学習活動、交流活動を行う教育集会所施設の計画的な補修を行い、施設の安全管理を図るとともに、機能集約など、今後のあり方についても検討していきます。	人権教育課

■ 主な指標

指標名	近況値	目標値(H33)
①人権教育・啓発事業参加者数	2,650人	2,800人

※近況値出典【年度】：①人権教育課【28】

事業 Pick Up

青少年活動の促進

～中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ*及びクリーン光大作戦～

中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ*では、地域社会の様々な行事や活動に参加し、野外活動やレクリエーション等、集団の中での体験活動を通じて、他校生徒との親睦を深め、友情を育み、地域社会との関わりを深めて自己の向上を図ることを目的に実施しています。

また、クリーン光大作戦は、青少年の地域貢献活動の推進及び自然敬愛の美化活動の向上を目的に、昭和48年以来の長い歴史と伝統があり、平成29年度の開催で44回目を迎えました。平成29年7月9日(日)の当日は、児童生徒の自主的な参加も含め、15,000人を超える参加がありました。多くの市民のご協力により、光市はますます美しいふるさとになっています。



基本施策3-2 学校・家庭・地域のつながりを基盤とした社会教育の推進

■ 基本施策の方針

少子化や核家族化の進展をはじめ、インターネットやスマートフォン等の急速な普及など、青少年を取り巻く環境の変化に対応するため、学校、家庭、地域が連携・協力し、社会全体で次代を担う青少年の健全育成に向けた機運の醸成に努めます。

特に、青少年の地域貢献活動の推進及び自然敬愛の美化活動の向上を目的とした、地域や家庭におけるふれあいの奉仕活動である「クリーン光大作戦」の継続的な実施や、日々の地域健全育成活動である「あいさつ運動」の実施など、地域における様々な奉仕・体験活動を通じて、青少年の健全育成を推進します。

また、豊かな自然に恵まれた、周防の森ロッジを活用し野外活動や幅広い学習講座を通じ、人や自然とのふれあいにより、青少年の健全育成を図ります。

さらには、子ども会などの社会教育関係団体の育成とともに、様々な講習会や研修会等の開催により、青少年活動に携わる指導者やリーダーの育成・確保に努めます。

■ 具体的施策

1 社会教育活動の支援

主な取組み	概要	担当
社会教育関係団体の育成・支援	社会教育関係団体の活動の充実発展のため、団体の目的に応じて行われる教育活動に関する情報提供を行うとともに、助言や支援を通じて社会教育関係団体の活性化に努めます。	文化・社会教育課

2 光市民憲章の普及・啓発

主な取組み	概要	担当
会議等における光市民憲章の唱和	光市民憲章の唱和を通じて、まちづくりに対する市民意識の高揚を図るとともに、普及・啓発活動に努めます。	文化・社会教育課
光市民憲章実践指定校の活動支援	次代を担う児童生徒の育成のため、学校教育において憲章精神の一層の浸透を図ることにより、市民憲章運動実践の定着に向けて、毎年市立小・中学校2校を指定し、支援していきます。	文化・社会教育課

3 青少年健全育成の推進

主な取組み	概要	担当
放課後児童クラブ (サンホーム)*の 管理・運営(再掲)	放課後及び土曜日、長期休業中に保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な生活と遊びの場を提供するなど、子育てと仕事の両立を支援するとともに、児童の健全育成を図ります。	文化・社会教育課
放課後子ども教室* の充実(再掲)	地域との連携により、放課後等にコミュニティセンター*や小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を推進します。	文化・社会教育課
地域健全育成活動 の推進	青少年健全育成市民会議等の社会教育関係団体をはじめ、学校・家庭・地域の強い連携のもと、青少年を取り巻く環境浄化活動の展開及び非行防止の巡回活動を実施します。また、スマートフォン等の正しい利用を推進するなど、被害防止対策に努めます。	文化・社会教育課
家庭・地域における 対話の促進	「家庭の日＝ふれあいの日運動」や「あいさつ運動」の推進等により、家族の絆を深めるとともに、青少年と地域とのふれあいを促進し、「地域の子どもは地域で育てる」という機運の醸成を図ります。	文化・社会教育課
青少年活動の促進	中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ*等による講習会や研修会の開催により、青少年活動の指導者やリーダーの育成等に努めます。また、クリーン光大作戦を実施し、青少年の地域貢献活動を促進します。	文化・社会教育課
地域学校協働活動 の推進(再掲)	各中学校区に地域学校協働活動推進員(統括コーディネーター)*を配置し、学校・家庭・地域が連携、協働し、子どもたちの学びや育ちを地域ぐるみで見守り、支援します。	文化・社会教育課
相談体制の整備	ヤングテレホンひかり*や専門家による教育相談の実施により、様々な悩みを抱える子どもや保護者等に対応するための相談体制の整備と機能充実に努めます。	文化・社会教育課

4 青少年関連施設の管理・運営

主な取組み	概要	担当
周防の森ロッジの 管理・運営	社会教育関係団体等と協働し、安全・安心に施設を利用できるよう野外活動エリアや施設、備品の適正な維持・管理に努めます。	文化・社会教育課
各種体験学習の実 施	自然体験教室の実施等により、自然環境の中で、自然とのふれあいを通じて豊かな感性とたくましい体を育み、青少年の健全育成を図ります。	文化・社会教育課

■ 主な指標

指標名	近況値	目標値(H33)
①青少年健全育成に関する活動に参加している人の割合	50.1%	60.0%
②中学生リーダー・ジュニアリーダーの講座への参加率	28.1%	35.0%
③クリーン光大作戦への参加児童生徒の割合	58.4%	66.0%
④周防の森ロッジの利用者数	12,873人	15,000人

※近況値出典【年度】：①光市まちづくり市民アンケート【29】

②③④文化・社会教育課【28】

事業 Pick Up

各種体験活動、交流活動の機会の充実

～周防の森ロッジを活用した体験活動～

周防の森ロッジでは、豊かな自然に恵まれ、キャンプ研修等の野外活動を通じて、多くの人や自然とふれあうことにより、豊かな感性を身に付け、たくましい青少年の育成を図ることを目的に、夏季には島田川での子どもカヌー教室、冬季には親子野鳥観察教室など、各種教室の開設や教育キャンプ、通学合宿等様々な事業を行っています。



基本施策3-3 芸術・文化活動の振興と地域文化の保存・活用・継承

■ 基本施策の方針

日々の暮らしにゆとりや心の豊かさを実感できる芸術・文化活動の振興を図るため、優れた芸術・文化にふれあう機会を創出するとともに、施設の有効的な活用や様々な活動に関する情報提供など、より多くの市民が芸術・文化に親しむことのできる環境の整備を進めます。

また、本市には、彫金分野における重要無形文化財*保持者（人間国宝）をはじめ、国指定文化財である石城神社本殿や石城山神籠石、県指定文化財である旧伊藤博文邸や島田人形浄瑠璃芝居など、有形・無形の文化財や史跡、民俗芸能や伝統芸能が多数存在しています。こうした伝統文化や文化財等の保存、有効的な活用、継承とともに、観光をはじめ、まちづくり、国際交流、福祉、その他の各関連分野における施策との連携に努めます。

さらには、様々な歴史的資源の継承に向けた後継者の育成をはじめ、市民の文化行事等への積極的な参加や子どもたちへの体験機会の充実に努めます。

このほか、明治維新150年を見据え、伊藤博文公の生涯を学び、継承していくため、伊藤公資料館での企画展の開催や周辺環境の整備を進めるとともに、市民ホールや文化センター等の文化施設を有効に活用し、各種芸術や文化活動を促進するなど、施設の適正な維持、管理にも努めます。

■ 具体的施策

1 芸術・文化活動の振興と活性化

主な取組み	概要	担当
芸術・文化活動に関する情報の提供	市民の芸術・文化活動に対する関心を高め、芸術・文化活動の情報提供や啓発活動の充実に努めます。	文化・社会教育課
地域における芸術・文化活動及び団体等への支援	各文化施設等での芸術・文化活動の発表の場の拡充や市民の自主的な芸術・文化活動の支援とともに、関係団体の育成に努めます。	文化・社会教育課
芸術・文化にふれる機会の充実	市民の芸術・文化交流の場を提供するとともに、質の高い芸術・文化の鑑賞機会を創出します。	文化・社会教育課
芸術・文化活動と関連施策との連携	芸術・文化により生み出される様々な価値を継承、発展及び創造に活用するため、観光やまちづくりなどの関連分野における施策との連携に努めます。	文化・社会教育課

2 地域文化の保存・活用・継承

主な取組み	概要	担当
文化財・歴史的資源の保存・継承	書籍「未来をひらく 光市の歴史文化」や文化財カルテ*等を活用し、文化財・歴史的資源の保存・継承に努めるとともに、次代を担う子どもたちを対象とした出前講座の実施や現地学習の機会を創出し、ふるさとの歴史への誇りや愛着を持てる取組みを推進します。	文化・社会教育課
伝統芸能や祭りの保存・活用・継承	市民と協働で、地域に密着した伝統芸能や祭りの保存・継承を図るとともに、資源のネットワーク化を行い、地域コミュニティ*の活性化や地域間の人的交流を促進します。	文化・社会教育課
伝統芸能の後継者の育成	地域の特色ある伝統芸能の保存に向けた後継者の育成を図るとともに、次代を担う子どもたちに、地域の伝統芸能等にふれる機会を創出し、地域の伝統芸能を愛する心を醸成します。	文化・社会教育課

3 伊藤博文公の遺徳継承と資料館の利用促進

主な取組み	概要	担当
伊藤博文公遺徳継承事業	伊藤公の生涯や業績を学び、継承していくため、企画展や子ども歴史講座を開催し、伊藤公の遺徳を知る機会の創出に努めます。	文化・社会教育課
資料館における常設展示の充実	資料館が収蔵する資料について整理及び調査を行い、伊藤公の書簡や歴代総理大臣の書をはじめとする定期的な展示替えや、理解促進を図るための解説パネルや資料の充実に努めます。	文化・社会教育課
資料館利用の促進及び連携・強化	資料館に関する情報等について、マスコミや旅行業者に向けたパンフレット配布やホームページの更新など、積極的な発信を行います。また、市内の関係機関との連携により、資料館を活用した地域の活性化の推進及び教育的観点から、利用推進を図ります。	文化・社会教育課

4 文化施設の利用促進と環境整備

主な取組み	概要	担当
歴史・文化施設等の整備・充実	歴史・文化施設等を効果的に活用し、多彩な芸術・文化活動を促進するため、歴史・文化施設等の良好な維持管理に努めます。また、市民が芸術・文化活動に関する情報を入手しやすい環境の整備とともに、施設の利用を促進します。	文化・社会教育課

■ 主な指標

指標名	近況値	目標値(H33)
①文化財の保存活用に携わる市民ボランティア人数	354人	380人
②地域の行事やお祭りに積極的に参加している人の割合	34.7%	44.0%
③歴史・文化施設の年間利用者数	90,095人	105,000人

※近況値出典【年度】：①③文化・社会教育課【28】

②光市まちづくり市民アンケート【29】

事業 Pick Up

伝統芸能や祭りの保存・活用・継承

～島田人形浄瑠璃芝居～

島田人形浄瑠璃芝居は、室町時代に発生した疫病の平癒祈願として祇園社（松浦神社）に詣で奉納したことが始まりとされ、およそ540年もの間、受け継がれている光市が誇る伝統芸能です。

毎年8月4日及び5日の2日にわたり奉納上演が実施され、地域文化を目の当たりにする良い機会となっています。



4 生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進

■ 現状と課題

生涯学習社会*の推進は、知識や教養を深め、個人の人生を豊かにするだけでなく、学習を通じた仲間づくりをはじめ、学習成果を活かした地域づくりやまちづくりへの進展など、様々な学びへの意欲と連続性が、地域の活性化にもつながるものと期待されています。

平成29年3月に策定した「第2次光市生涯学習推進プラン*」では、基本方針を「学ぶ・活かす・つながる」と定め、本市の生涯学習施策を総合的、計画的に推進するとともに、施策の推進に向け、生涯学習の拠点施設である生涯学習センターやコミュニティセンター*などの機能のさらなる充実と効率的な活用が求められています。

図書館についても生涯学習の拠点のひとつとして、利用者の関心と楽しみに応える多様な図書資料の充実を図るとともに、平成29年3月に策定した「第3次光市子どもの読書活動推進計画*」に基づき、幼少期から本に親しむ習慣づくりや子どもを中心とした読書活動支援をはじめ、読書相談を実施するなど、学校図書館やコミュニティセンター*等との連携による読書環境の整備・充実に努めています。

また、スポーツの振興を通じて健やかな心と体を育むため、平成26年3月に策定した「光市スポーツ推進基本計画*」に基づき、子どもから高齢者までライフステージ*に応じた生涯スポーツや自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーション活動の推進とともに、誰もが気軽にスポーツに親しみ、関わり、楽しめる、快適なスポーツ環境の充実に努めています。

さらには、子どもたちの健康の保持増進と心身の健全な発達に資するため、安全・安心で栄養バランス・多様性に配慮した学校給食を提供するとともに、食育*の積極的な推進にも努めています。

基本施策4-1 学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会*の推進

■ 基本施策の方針

「第2次光市生涯学習推進プラン*」では、基本理念である「夢・笑顔 絆で紡ぐ 学びの『わ』」に基づき、すべての市民が学ぶ楽しさや社会貢献の喜びを感じるとともに、生涯学習の拠点施設となる生涯学習センターやコミュニティセンター*などの機能の充実と効率的な活用を図りながら、様々な学びを通じて仲間や地域の「わ」が広がる循環型学習社会*の構築を目指します。

また、生涯学習を通じて、いつでも、どこでも、だれでも「学ぶ」ことができる環境づくりをはじめ、学んだことを「活かす」仕組みづくりや生涯学習を通じた地域コミュニティ*の活性化により、地域の教育力の向上を図るなど、学びで「つながる」地域づくりを進めることで、学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会*の推進に努めます。

■ 具体的施策

1 生涯学習の推進

主な取組み	概要	担当
第2次光市生涯学習推進プラン*の推進	「第2次光市生涯学習推進プラン*」に基づき、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができ、学んだ成果を活かすことで、まちや地域が活性化する「知の循環型社会」の構築に努めます。	地域づくり推進課
自主的・自発的な生涯学習活動の支援	全ての市民が自主的・自発的に学ぶことができるよう、生涯学習関連情報の効果的な提供や学習相談体制の充実、関連施設の機能強化等に努めます。	地域づくり推進課

2 学習機会の提供と充実

主な取組み	概要	担当
生涯学習センターを拠点とした魅力ある学習機会の提供	多様化する市民ニーズや現代的課題に応じた学習活動が行えるよう、関係団体や関係各課と連携し、幅広い学習機会の提供に努めます。	地域づくり推進課
生涯学習講座の充実及び情報提供	体験学習や大学と連携した専門的な講座を開催するなど「個人の要望」と「社会の要請」のバランスを取りながら、多様な学習機会の充実を図ります。 また、生涯学習関連情報誌の発行、市ホームページやSNS*を活用するなど、様々な手法による情報の発信に努めます。	地域づくり推進課 文化・社会教育課

3 学習成果の地域づくりへの活用

主な取組み	概要	担当
生涯学習サポートバンク*の充実	職業・趣味・生活などで身に付けた知識や技能を講師や指導者として役立てたいと考えている人の登録を促進するとともに、その活用に努めます。	地域づくり推進課
ふるさと学習の展開	市民と協働しながら、歴史的文化資産の適正な保存と継承・活用を行い、あわせて次代を担う子どもたちに「ふるさと」を大切に想う心と愛着を持ってもらうため、体験学習等の機会充実に努めます。	文化・社会教育課

■ 主な指標

指標名	近況値	目標値(H33)
①「生涯学習の充実」に関する満足度	24.4%	32.0%
②生涯学習サポートバンク*登録者数	個人 61人 団体 84団体	個人 70人 団体 90団体

※近況値出典【年度】：①光市まちづくり市民アンケート【29】

②地域づくり推進課【28】

事業 Pick Up

ふるさと学習の展開

～人間国宝 山本晃氏による市内中学校における特別授業～

多様な文化財や歴史的資源を後世に継承するとともに、ふるさとへの誇りや愛着を持てる機運の醸成を図るため、子どもたちに地域の伝統にふれるための体験学習や講座等を開催しています。

平成29年10月3日(火)には、室積中学校で、平成26年に重要無形文化財*保持者(人間国宝)に認定された山本晃さんによる「特別授業」を行いました。

授業では金工の道を志した理由や彫金技法の説明のほか、作品を鑑賞する生徒に直接解説されるなど、生徒にとっては優れた芸術にふれるとともに、将来を見つめる時間となりました。



基本施策 4-2 市民の身近にある学びと憩いの拠点を目指した図書館機能の充実

■ 基本施策の方針

図書館は、重要な生涯学習の拠点のひとつとして、利用者の関心と楽しみに応える多様な図書資料を収集するなど、図書館機能の向上を図り、利用しやすく親しみやすい図書館サービスに努めます。

また、図書館協議会委員の知見を活用し、市民との協働による図書館運営を推進するとともに、将来的な図書館整備のあり方についても検討します。

さらには、「第3次光市子どもの読書活動推進計画*」に基づき、家庭、地域、学校等が互いに連携し、社会全体で子どもの自主的な読書活動を推進するとともに、「光市立図書館運営方針*」における基本理念である市民の身近にある学びと憩いの拠点としての「市民図書館」「コンシェルジュ図書館」「子どもの読書活動支援図書館」「スローライフ図書館」の実現に向けた施策を展開します。

■ 具体的施策

1 市民参画による図書館の運営

主な取組み	概要	担当
ボランティアとの協働	ボランティアの育成、資質の向上を図り、図書館まつりなどの各種事業を市民と協働して実施します。	図書館
図書館協議会の開催	図書館協議会の意見を踏まえ、市民との協働による図書館運営を推進します。	図書館
図書館整備のあり方の検討	開館後40年が経過している図書館について、今後担うべき役割や機能などを含めた整備のあり方について調査・研究を行います。	図書館

2 図書館サービスの充実

主な取組み	概要	担当
図書資料の充実	利用者の関心と楽しみに応える多様な図書資料の充実を図ります。	図書館
利用者サービスの充実	インターネットによる図書検索・貸出予約や、SNS*を活用した情報発信など、利用者サービスの充実に努めます。	図書館
図書館職員の資質の向上	各種研修会に積極的に参加し、市民のニーズに的確に応えるため職員の資質向上に努めます。	図書館

3 子どもの読書活動の推進

主な取組み	概要	担当
第3次光市子どもの読書活動推進計画*の推進	「第3次光市子どもの読書活動推進計画*」に基づき、子どもがあらゆる機会・場所において自主的に読書活動が行えるよう、「子どもの読書活動推進庁内委員会」を中心に事業の進捗や課題を共有するとともに、家庭・学校・図書館が互いに連携しながら計画を推進します。	図書館

4 自然豊かで親しみのある環境の整備

主な取組み	概要	担当
図書館周辺の環境整備	自然豊かで親しみのあるスローライフ図書館を実現するため、ボランティアと協働して花壇などの環境の整備に努めます。	図書館

■ 主な指標

指標名	近況値	目標値(H33)
①図書館入館者数	93,695 人	95,000 人
②市民1人あたりの貸出点数（貸出点数/人口）	5.4 点	5.4 点
③児童書貸出冊数	90,255 冊	91,000 冊

※近況値出典【年度】：①②③図書館【28】

基本施策 4-3 生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しめる環境の充実

■ 基本施策の方針

スポーツは、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しみ、関われるものであり、心身の健康保持や体力づくりをはじめ、青少年の健全育成や地域コミュニティ*の交流と活性化など、様々な形で市民生活の充実を図る機会を与えてくれることから、競技スポーツに限らずレクリエーションスポーツ*など、それぞれのライフステージ*に応じたスポーツ活動の普及、推進を図ります。また、スポーツを通じて喜びや感動、絆やつながりを共有できる、心豊かな地域、生涯スポーツ社会を目指します。

また、指導者をはじめスポーツ団体の育成に努めるとともに、スポーツが生活の中で身近なものに感じられる環境づくりを推進します。

■ 具体的施策

1 スポーツに親しみ、楽しめる環境の充実

主な取組み	概要	担当
光市スポーツ推進基本計画*の推進	「光市スポーツ推進基本計画*」に基づき、スポーツの特性を活かした心身の健康の向上を図るとともに、地域や人の交流を促し、元気で心豊かな人づくりや活力あるまちづくりを目指します。	体 育 課

2 生涯スポーツの推進

主な取組み	概要	担当
ライフステージ*に応じたスポーツやレクリエーション活動の普及と推進	スポーツの楽しさを覚える幼少期から、競技スポーツとして取り組む小中高校生、青年期から壮年に向けての継続性や運動機能の維持を図る高齢期の活動など、年代ごとにスポーツに親しむ環境の醸成に努めます。	体 育 課
地域スポーツ活動の支援、推進	地域スポーツの中核となるコミュニティセンター*と連携し、自主的なクラブ活動とともに、青少年の健全育成や高齢者、障害者のスポーツ活動を推進します。	体 育 課
総合型地域スポーツクラブ*の育成、支援	総合型地域スポーツクラブ*の特性を活かした柔軟なスポーツ活動の推進と育成、支援に努めます。	体 育 課
各種スポーツイベント等の開催	多くの方がスポーツを身近に感じられるスポーツイベントの開催と内容の充実を図るとともに、その情報発信に努めます。	体 育 課

3 競技スポーツの推進

主な取組み	概要	担当
競技力向上に向けた支援	<p>体育協会を中心に学校や企業、競技団体等との連携を図り、国体や県大会など上位大会参加や競技力向上への支援とともに優秀な選手を表彰することで、競技スポーツの周知と地域活力の醸成を図ります。</p> <p>また、児童生徒への競技の正しい知識と理解をはじめ、競技力の向上に向けた素地を養うとともに、バランスのとれた体力の向上を図ります。</p>	体育課 学校教育課
指導者の育成と活用	<p>スポーツ少年団や学校でのクラブ活動、企業を中心としたクラブ活動の活性化を図るため、専門的知識を持った指導者の発掘・育成とともに、研修会等の実施によるキャリアアップの充実を図ります。</p>	体育課
競技スポーツ選手の育成	<p>体育協会を中心に学校や企業、競技団体等との連携を図り、競技に関する情報提供や専門家の協力を得ながら、選手の育成と競技力向上を図ります。</p>	体育課

4 スポーツ振興組織の充実と強化

主な取組み	概要	担当
スポーツ関係団体の支援、育成	<p>スポーツ推進委員協議会、体育協会やその加盟団体、総合型地域スポーツクラブ*など様々なカテゴリーに沿ったスポーツ活動の推進を図るとともに、必要に応じた支援・育成に努めます。</p>	体育課
各種組織の充実と加盟団体の育成、強化	<p>スポーツ活動が地域の交流や活性化に大きな役割を果たしてきたことを踏まえ、スポーツを取り巻く情勢の変化に対応できるよう、団体間の連携を図るとともに、各組織体制の充実と育成強化に努めます。</p>	体育課

5 体育施設の活用と充実

主な取組み	概要	担当
施設管理の充実	<p>指定管理者との連携をはじめ、既存施設の適切な維持管理に向けた施設の整備・活用により、安全で快適なスポーツ活動の場の提供に努めます。</p>	体育課
学校体育施設の開放	<p>地域におけるスポーツ活動の場として、多くの市民が効率的に利用できるよう情報提供するとともに、学校との連携により、安全な管理運営に努めます。</p>	体育課

■ 主な指標

指標名	近況値	目標値(H33)
①週1回以上運動・スポーツをする人の割合	48.3%	60.0%以上
②体育施設利用状況	596,300人	600,000人

※近況値出典【年度】：①光市まちづくり市民アンケート【29】
②体育課【28】

事業 Pick Up

各種スポーツイベント等の開催 ～サンセットビーチラン Hikari～

特色ある本市の自然環境や資源を積極的に活用したイベントとして、平成28年7月23日（土）に灼熱の砂の上を駆け抜けるイベント「サンセットビーチラン Hikari」を、白砂青松の虹ヶ浜海岸で初めて開催しました。

平成29年7月15日（土）に開催した大会では、県内外から約100人の選手が参加し、参加者は、沈む夕日を背に夕方のビーチを駆け抜け、普段走り慣れない砂浜に苦戦しながらも、家族や仲間たちの声援に応え、笑顔でゴールしていました。これからも、本イベントを夏の風物詩として定着させていく予定です。



基本施策 4-4 子どもたちの健やかな心と体を育む学校給食の充実

■ 基本施策の方針

日頃から施設の適切な管理・運営に努めるとともに、日常的な衛生管理等を徹底することにより、安全・安心な学校給食の提供に努めます。

また、学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するだけでなく、望ましい食習慣の形成や感謝の気持ちの醸成、伝統的な食文化についての理解など、教育的意義も担っていることから、栄養バランス・多様性に配慮した学校給食の提供に努めます。

さらには、子どもたちが学校給食への理解を深め、感謝の気持ちを養うなどの食育*を推進するため、学校給食センターでの調理風景の見学や学校給食試食会を開催します。

■ 具体的施策

1 安全・安心な学校給食の提供

主な取組み	概要	担当
衛生管理の徹底	安全・安心な学校給食を提供するため、国の定めた衛生管理基準や衛生管理マニュアルに準じた衛生管理の徹底を行います。	学校給食センター
異物混入や食中毒等の事故防止	学校給食センターをはじめ食材納入業者や調理等に携わる委託業者が情報を共有し、事故の未然防止に努めます。	学校給食センター
学校給食危機管理マニュアルに基づく対応	学校給食危機管理マニュアルに基づく事故の未然防止や事故対応を行います。	学校給食センター
アレルギー除去食の提供	食物アレルギーを持つ児童生徒に対応するため、学校給食センターで材料から調理する献立について、原因アレルゲン（乳及び卵（鶏卵・うずら卵））を調理過程で除いた除去食の提供や、乳などの原因アレルゲンを使用しない調理品の開発に努めます。	学校給食センター

2 栄養バランス・多様性に配慮した学校給食の提供

主な取組み	概要	担当
栄養バランス・多様性に配慮した学校給食の提供	児童生徒に必要な栄養量など栄養バランスに配慮するとともに、行事食をはじめ、季節の食材を活用した料理や世界の料理など、多様性にも配慮した学校給食の提供を行います。	学校給食センター

3 食育*の推進

主な取組み	概要	担当
学校給食における地産地消*の推進(再掲)	地域の産物への理解や感謝の気持ちを育むなどの食育*の推進を図るため、地場産食材の積極的な使用に努めます。	学校給食センター
食育*指導の充実	学校給食を活用した食育*指導は、家庭での食育*にもつながる重要な役割を担っていることから、栄養教諭及び栄養士による学校訪問の充実とともに、学校給食センターでの調理風景の見学などを通じて食育*指導の充実を図ります。 また、給食時間や各教科等の多様な場面を活用するなど、体系的かつ継続的に推進できる組織づくりを行います。	学校給食センター 学校教育課

4 長期的な安定運営

主な取組み	概要	担当
効果的・効率的な施設運営	定期的な機器メンテナンスに加え、職員による日常点検により、施設を良好な状態に保つとともに、民間事業者の高い技術力や知識・経験を活かした学校給食の質のさらなる向上を図るなど、効果的・効率的な施設運営に努めます。	学校給食センター

■ 主な指標

指標名	近況値	目標値(H33)
①給食停止日数	0日	0日
②学校給食で提供した主菜、副菜等の料理数	385品	390品
③光市産食材の使用率	22.8%	30.0%

※近況値出典【年度】：①②③学校給食センター【28】

事業 Pick Up

食育*指導の充実

～学校給食センターでの食育*指導～

学校給食センターでは、学校給食を生きた教材として活用するため、実際の調理風景を見学してもらうことで、給食が出来るまでの過程を知り、食べ物を大切にする心や残さず食べようとする心を育むとともに、働く人々にも感謝の気持ちをもつことなど、食育*の指導を行っています。

また、市民を対象に学校給食を試食することにより、学校給食への理解を深め、食育*の推進を図っています。



5 安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

■ 現状と課題

小・中学校は、児童生徒が日々集う「学びと育ちの拠点」であるとともに、コミュニティ・スクール*を中心とした地域住民との交流の場所でもあります。また、災害や緊急時には地域の避難場所となる「防災の拠点」としての役割も担うこともあり、地域とともにある学校づくりに向けたさらなる進化が求められています。

こうした考えのもと、安全・安心な学校施設、質の高い教育環境の実現を目指すため、平成26年度には、校舎及び体育館の耐震化率100%を県内でもいち早く実現するとともに、平成27年度には大規模空間を有する体育館及び武道場の非構造部材の耐震化を完了するなど、学校施設の安全・安心対策を最優先に実施してきました。

今後は、安全・安心対策に加え、児童生徒の快適な教育環境づくりに取り組むとともに、少子化が進行する中、魅力ある新たな学校像の実現に向け、学校の将来の在り方について「光市立学校の将来の在り方に係る基本構想*」をもとに、具体的な検討が求められています。

また、経済的な理由により、教育を受ける機会を逸することがないように、継続して就学支援にも取り組んでいく必要があります。

基本施策5-1 安全・安心な教育環境の整備・充実

■ 基本施策の方針

ハード面においては、安全・安心な学校施設等の整備をはじめ、施設の安全性・快適性を確保するため、引き続き、屋上防水等工事やトイレの改修工事など老朽化した施設の改修を進めるとともに、必要に応じて空調（冷房）設備の整備など、教育環境の改善に向けた整備・充実に努めます。

ソフト面においては、日常の児童生徒の安全・安心を確保するため、通学路の安全点検等をはじめ、地域や保護者も含めた継続的な安全教育や指導體制を構築するなど、地域と一体となった児童生徒の見守り活動等を推進します。

■ 具体的施策

1 安全・安心な学校施設等の整備

主な取組み	概要	担当
施設の安全性・快適性の確保	屋上防水等工事や外壁補修等の老朽化した施設改修やトイレの洋式化に向けた改修工事など、施設の補修・改修を実施するとともに、必要に応じた空調（冷房）設備の整備等に取り組みます。	教育総務課

2 児童生徒の安全・安心の確保

主な取組み	概要	担当
通学路の安全点検等の実施	通学路の安全点検等の推進をはじめ、児童生徒や保護者への継続的な安全教育や指導を展開するとともに、地域と一体となった見守り活動や交通安全活動を推進します。	学校教育課
継続的な安全教育や指導の展開	学校安全計画や危機管理マニュアルに基づき、安全確保に万全を期すとともに、安全意識の向上と危機対応力を強化させるための指導を行います。	学校教育課

■ 主な指標

指標名	近況値	目標値(H33)
①市立小・中学校施設の洋式トイレの設置率	10.0% 全国平均 43.3% 山口県平均 26.7%	45%以上
②通学路の安全点検の実施回数	1回	1回

※近況値出典【年度】：①教育総務課【28】平成28年4月1日現在

②学校教育課【28】

事業 Pick Up

施設の安全性・快適性の確保

～屋上防水等工事及びトイレ改修工事～

学校施設は、児童生徒の「学びの拠点」であると同時に、災害時等には緊急避難場所となるなど「防災の拠点」でもあります。こうしたことから、施設の安全性や快適性を確保するため、屋上防水工事や手摺り等の改修工事をはじめ、老朽化したトイレ改修を実施するなど、環境改善に努めています。



基本施策5-2 学習に集中できる質の高い教育環境の整備・充実

■ 基本施策の方針

学習に集中できる質の高い教育環境づくりのため、学校管理備品等をはじめ、義務教育教材でもある学校教育振興備品や学習教材の充実を図るなど、効果的・効率的な授業を実践するとともに、ICT*を活用した教育環境の整備や学校図書への充実に向けた学校図書館図書標準*の達成にも努めます。

また、学校の適正規模・適正配置をはじめ、教育環境の充実や教育力の維持・向上の観点から踏まえて策定した「光市立学校の将来の在り方に係る基本構想*」に基づき、関係団体をはじめ地域の方や保護者の意見等幅広く聴取しながら、魅力ある新たな学校像について議論を進めます。

さらには、経済的理由に左右されることなく、等しく学習の機会が得られるよう、引き続き就学支援を実施するとともに、学習に集中できる教育環境の整備・充実に努めます。

■ 具体的施策

1 将来に向けた教育環境の整備

主な取組み	概要	担当
光市立学校の将来の在り方の総合的な検討	平成30年3月に策定した「光市立学校の将来の在り方に係る基本構想*」に基づき、魅力ある新たな学校像について検討します。	教育総務課 学校教育課

2 快適な教育環境の整備・充実

主な取組み	概要	担当
学校管理備品等の充実	耐用年数等を考慮して管理備品を整理するとともに、必要に応じて更新するなど、児童生徒が安心して学習に集中できる環境整備に努めます。	教育総務課
学校教育振興備品等の充実	教職員が質の高い授業を実践するとともに、児童生徒も質の高い学びができるよう、授業に必要な教育振興備品等の整備をはじめ、学校図書の充実に努めます。	教育総務課
ICT*を活用した教育環境の整備・充実	近年の情報化社会の進展に伴い、情報活用能力の育成に資するため、ICT*を活用した教育環境を整備することで、効果的かつ創造的な教育の推進に努めます。	教育総務課

3 就学の支援

主な取組み	概要	担当
就学援助・特別支援教育就学奨励事業の実施	経済的な理由により学習機会を逸することがないよう、必要に応じて、学用品費をはじめ給食費や修学旅行費など、就学に必要な支援を継続的に実施します。	教育総務課
奨学金等による就学支援の実施（再掲）	向学心に富み、有能な資質を有するにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒に、学資の貸付を行います。	学校教育課 教育総務課

■ 主な指標

指標名	近況値	目標値(H33)
①学校図書館図書標準*達成度 (小・中学校合計)	107.8%	100%以上
②奨学生認定人数	28人	30人

※近況値出典【年度】：①教育総務課【28】

②学校教育課【28】

事業 Pick Up

光市立学校の将来の在り方の総合的な検討

～光市立学校の将来の在り方検討会議*～

子どもたちにとって魅力ある学校の在り方を導き出すとともに、義務教育のさらなる質的向上を目指した学校づくりを推進するため、光市立学校の将来の在り方検討会議*を設置しました。平成28年8月から6回にわたって会議を開催し、将来の学校像について活発な意見交換が行われました。



第4章 計画の推進に向けて

1 連携と協働による推進

計画を推進するにあたっては、学校をはじめとした教育関係者はもとより、家庭と地域、行政が密な連携を図っていくことが重要です。

こうしたことから、市民一人ひとりの教育に関する意識を高め、学校・家庭・地域が、本市が目指す「光っ子」の具体的な「すがた」を共有するため、計画内容について広く周知するとともに、教育に関する様々な情報の積極的な発信を行います。また、それぞれが適切な役割と責任を果たすことで、「夢と希望にあふれ 未来へ輝く『光っ子』の育成」を図ります。

行政としては、教育委員会だけではなく、子ども家庭課、健康増進課、地域づくり推進課など市長部局の関係課とも連携を図り、施策の横断的かつ総合的な推進を図ります。

2 進行管理

本計画を効果的かつ着実に実施するには、計画に掲げた施策や主な取組みについて、定期的に進行状況の点検と評価を行う必要があります。

施策の点検・評価については、PDCA*サイクル（Plan：計画 → Do：実施 → Check：点検・評価 → Action：改善）に基づいて行い、本計画に示す目標値の達成状況などを基準に、必要な改善策を検討して新たな施策に結び付け、実効性のある計画の推進に努めます。

資料編

- 1 光市教育大綱
- 2 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱・委員名簿
- 3 光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱
- 4 光市教育振興基本計画策定経過
- 5 用語解説

光市教育大綱



平成 29 年 3 月
光 市

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成を目指して

光市では、このたび、20年後の将来像「ゆたかな社会～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」を展望する「第2次光市総合計画」を策定し、人口減少下においても、誰もが「幸せ」や「満足」を心から実感できる「ゆたかな社会」の実現に向けた取組みを加速させていくこととしました。

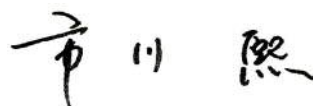
こうした中、ふるさとへの誇りと愛着、高い志をもった人材育成への教育が果たす役割は大きく、わがまちの大切な「宝」、未来を照らす「希望の光」である子どもたちのゆたかな人間性を育み可能性を高めるために、質の高い教育の提供をはじめ、社会の発展に寄与できる「ひとづくり」や人と人との「絆づくり」が、今、改めて期待されています。

本大綱は、光市総合教育会議において協議・調整を重ね、教育委員をはじめ多くの皆様とともに英知を結集して創り上げた、未来を託すことになる子どもたちに向けた光市教育の羅針盤です。今後は本大綱に基づき、「連携と協働で育む 光の教育」という基本理念のもと、『夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成』を進めてまいります。

終わりに、策定にあたり様々な貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

光市長



目 次

第1章 大綱の策定について

1 策定の背景と趣旨	1
2 位置付け	2
3 計画期間	2

第2章 光市が進める教育について

1 教育理念	3
2 教育目標	3
3 「光っ子」のすがた	4
4 基本目標	5
5 「教育ブランドひかり」の創造	6
6 概要図	7

第1章 大綱の策定について

1 策定の背景と趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地方教育行政法」という。）の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、同法第1条の3の規定により、地方公共団体の長（以下「市長」という。）は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき政府が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、地方教育行政法第1条の4第1項に定める、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整した上で策定するものです。

光市では、制度改正に基づき設置した光市総合教育会議において協議・調整を重ね、このたび、本市の教育の振興に関する施策の根本となる「光市教育大綱」を策定しました。

今後は、本大綱に基づき、市長と教育委員会が一層連携して、本市の教育行政を総合的に推進してまいります。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋） （大綱の策定等）

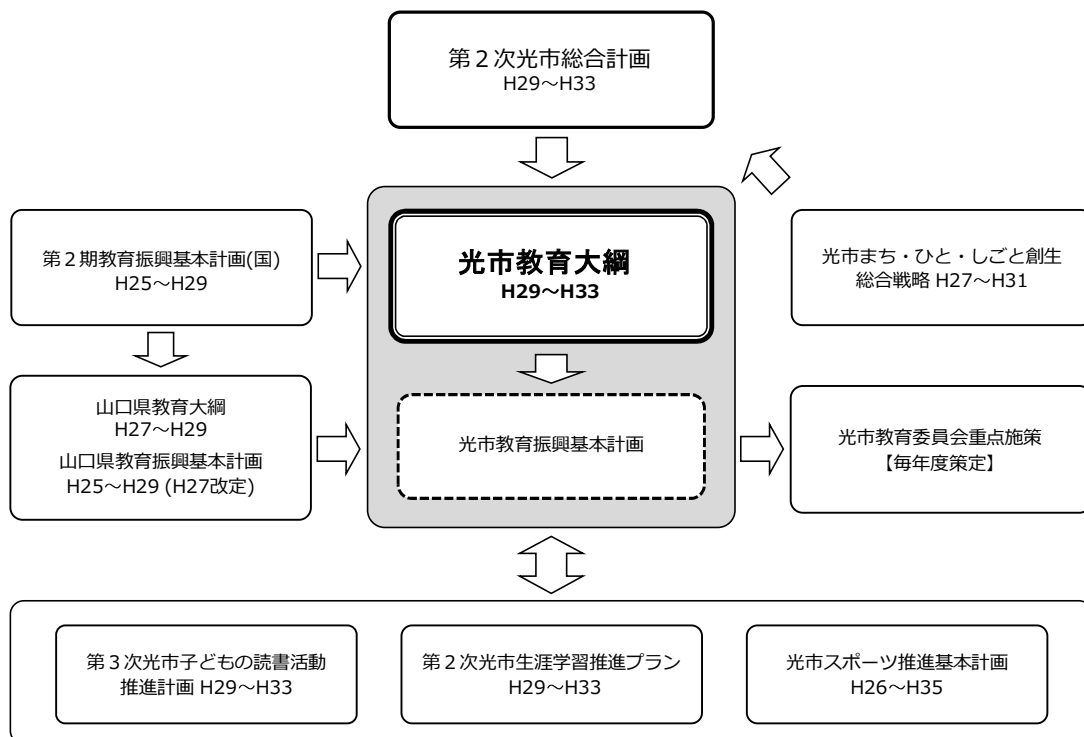
- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○ 教育基本法（抜粋） （教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 位置付け

本大綱は、光市が目指すこれからの教育の理念と取組方針を定めるものです。国の第2期教育振興基本計画の基本的な方針を参酌するとともに、山口県の教育振興基本計画を参考にしつつ、本市の最上位計画である第2次光市総合計画を勘案し、本市教育の根幹となる基本理念、教育目標や基本目標等、進むべき施策の方向性を示します。また、今後策定を予定している「光市教育振興基本計画」の中核をなすものです。



3 計画期間

本大綱が対象とする期間は、平成29年度を始期、平成33年度を終期とする5年間としますが、国、県及び市の計画変更並びに今後の社会情勢の動向等を踏まえ、適宜見直していくこととします。

第2章 光市が進める教育について

1 教育理念

連携と協働で育む 光の教育

光市は、第2次光市総合計画において、まちづくりの20年後の将来像「ゆたかな社会 ～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」を展望し、市民一人ひとりが自らの創造性を発揮しながら生き生きとした生活を享受することができ、心から「幸せ」を実感してあらゆるところに人々の笑顔があふれる「ゆたかな社会」の実現に向けた歩みを進めていきます。

まちづくりの原点は人づくりからの基本を踏まえ、近年の少子高齢化の急速な進行をはじめ、めまぐるしく変わる社会情勢の中で、安心して子どもを産み育てやすいまちづくりを進めるため、その実現において教育の働きは極めて重要です。

本市では、幼保・小・中学校の連携による15歳までを見通した「学び」と「育ち」をつなぐ“縦の連携”と、すべての公立小・中学校がコミュニティ・スクールとして、学校、家庭、地域が一体となった“横の連携”を両輪として、同時進行による連携・協働を重視した教育を展開しています。

こうした中、さらなる連携・協働の視点を持ち社会総掛かりによる人づくりの実現を図るべく、本市における教育理念を「連携と協働で育む 光の教育」として掲げ、教育の振興を図ります。

2 教育目標

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

ふるさと光市の未来を担う人づくりを進めるにあたり、教育理念を踏まえ、光市をこよなく愛し夢や希望に向かって一人ひとりがひかり輝き、心ゆたかにたくましく生き抜く人々の育成を目指し、教育目標を『夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成』として、総合的に教育施策を推進します。

3 「光っ子」のすがた

教育目標の実現にあたり、「光っ子」のすがたとして、次の3つの目標像に向けた人づくりを進めます。

教育目標

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

「光っ子」のすがた

● 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人とつながりながら社会を生き抜く人

今日の変化の激しい社会を自立的に生きるために必要な「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人と関わりながら社会の一員としての自覚を高め、たくましく生きる人

● ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人

ふるさと光市の文化・自然を愛し、多彩な芸術・文化活動をとおして、国際感覚豊かに幅広い視野で考え行動し、自らの夢の実現に向かって挑戦する人

● 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、スポーツに親しみ健やかで社会に貢献する人

生涯を通じて楽しく学び、自らを高めるとともに、心身ともに健康で生き生きと暮らし、学んだ知識や経験を主体的に地域などで活かしながら多様な人々をつなぐ人

4 基本目標

教育理念及び教育目標を踏まえ、教育施策を実施するにあたり、次の5つの基本目標を教育行政推進上の柱として掲げ、その実現を図ります。

基本目標 1

「生きる力」を育む地域ぐるみの教育の推進

基本目標 2

絆を育む つながりをとおした家庭教育支援の推進

基本目標 3

ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進

基本目標 4

生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進

基本目標 5

安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

5 「教育ブランドひかり」の創造

基本目標の実現に向けた諸施策を進めるにあたり、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育を中心として、重点的に取り組む光市ならではの教育戦略を「教育ブランドひかり」と名付け、次の6つの取組をとおして、教育の光ブランドを創出します。

1 人と人とのつながりをとおして ゆたかな心を育む教育の推進

学校、家庭、地域における様々な人と人とのつながりや多様な体験活動をとおして、コミュニケーション力や人間関係調整力等の育成を図るとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができ、人を尊ぶ子どもを育てます。

2 学力向上を目指すチーム光による授業づくり「ラーニング光」の実践

コミュニティ・スクールや学校間・校種間連携を基盤としたチーム光による、主体的・協働的な学びを重視した新たな学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践をとおして、子どもたちが課題を発見し協働的に課題を解決する子ども主体の授業づくりの基盤を確立し、学力の向上を図ります。

3 コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育「イングリッシュプラン光」の実践

小・中学校の学びの連続性を活かした英語教育「イングリッシュプラン光」の kurikulum 開発・実践をとおして、グローバル化の進展に対応する英語学習を構築し、子どもたちが英語を積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。

4 光市の美しさ 魅力 未来の輝きに迫る「光市民学」の開発と活用

小・中学校の教科、領域を横断した curriculum として、光を探究する学び「光市民学」の開発・活用をとおして、光市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図ります。

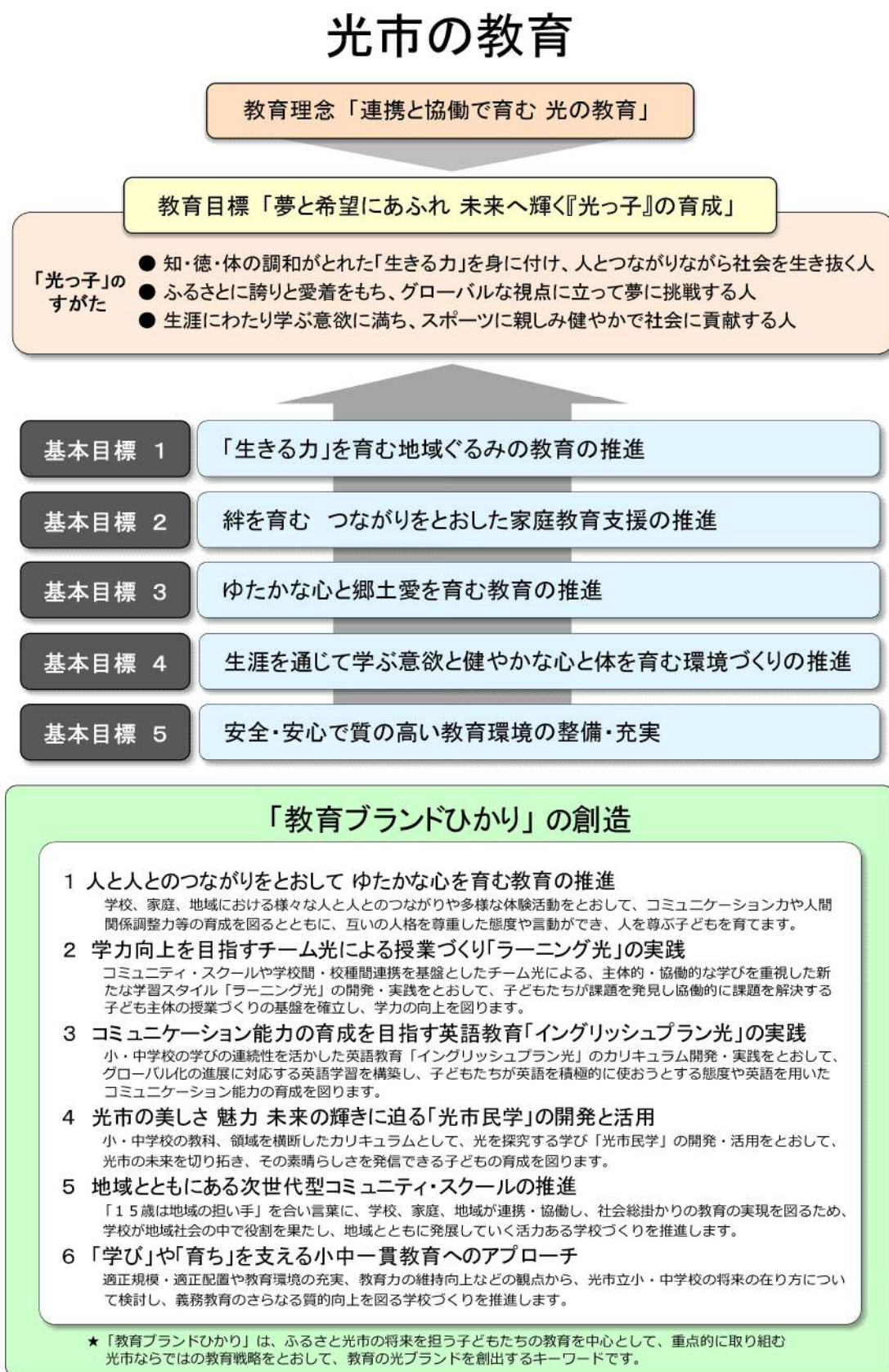
5 地域とともにある次世代型コミュニティ・スクールの推進

「15歳は地域の担い手」を合い言葉に、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会総掛かりの教育の実現を図るため、学校が地域社会の中で役割を果たし、地域とともに発展していく活力ある学校づくりを推進します。

6 「学び」や「育ち」を支える小中一貫教育へのアプローチ

適正規模・適正配置や教育環境の充実、教育力の維持向上などの観点から、光市立小・中学校の将来の在り方について検討し、義務教育のさらなる質的向上を図る学校づくりを推進します。

6 概要図



2 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱・委員名簿

平成29年4月25日
教育委員会告示第3号

光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく光市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、広く市民等の意見を反映させるため、光市教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関し意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項について協議すること。

(組織)

第3条 懇話会は、13人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育に関する有識者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 学校運営協議会の委員
- (4) 社会教育関係者
- (5) 教育関係団体等の代表者
- (6) 公募により選出された者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、基本計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長が指名する委員をもってこれを定める。

- 2 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第4条に規定する基本計画の策定が完了する日限り、その効力を失う。

光市教育振興基本計画策定懇話会委員名簿		
区 分	氏 名	役 職 等
教育に関する有識者	村上 博	光市教育開発研究所 主任研究員
学校教育関係者	古谷 友伯	室積小学校 校長
学校教育関係者	吉本 そのみ	光井中学校 校長
学校教育関係者	細田 直子	光市私立幼稚園協会 代表 (聖光幼稚園 園長)
学校運営協議会の委員	宮尾 智義	大和中学校 学校運営協議会 会長
学校運営協議会の委員	山本 俊男	島田小学校 学校運営協議会 会長
社会教育関係者	岩崎 英二	光市小中学校PTA連合会 会長
社会教育関係者	川津 勝徳	光市文化協会 事務局長
教育関係団体等の代表者	林 徳人	光市スポーツ推進委員協議会 会長
教育関係団体等の代表者	天野 加代子	光市食生活改善推進協議会 会長
公募により選出された者	福島 雅美子	
公募により選出された者	魚谷 美穂	

3 光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱

平成29年4月25日
教育委員会訓令第4号

光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく光市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、光市教育振興基本計画策定庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる課等の職員のうちから教育委員会が任命する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 政策企画部企画調整課
- (2) 市民部地域づくり推進課
- (3) 福祉保健部子ども家庭課
- (4) 福祉保健部健康増進課
- (5) 教育委員会事務局教育総務課
- (6) 教育委員会事務局学校教育課
- (7) 教育委員会事務局人権教育課
- (8) 教育委員会事務局文化・社会教育課
- (9) 教育委員会事務局体育課
- (10) 図書館
- (11) 学校給食センター

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から、基本計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。
(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年4月25日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この訓令の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
(この訓令の失効)
- 3 この訓令は、第4条に規定する基本計画の策定が完了する日限り、その効力を失う。

4 光市教育振興基本計画策定経過

会議等の名称	開催日	内 容
第1回庁内委員会	平成29年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・任命書の交付、会長及び副会長の選出 ・光市教育振興基本計画の策定について ・光市教育大綱について ・光市教育振興基本計画(骨子)について
第1回策定懇話会	平成29年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付、会長及び副会長の選出 ・光市教育振興基本計画の策定について ・光市教育大綱について ・光市教育振興基本計画(骨子)について
第2回庁内委員会	平成29年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・光市教育振興基本計画(案)について
第2回策定懇話会	平成29年9月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・光市教育振興基本計画(案)について
パブリックコメント の実施	平成29年12月19日 ～ 平成30年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・光市教育振興基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施について
第3回庁内委員会	平成30年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・光市教育振興基本計画(案)について
第3回策定懇話会	平成30年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・光市教育振興基本計画(案)について

5 用語解説

【あ行】

用語	解説
生きる力	自分で課題を見付け、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力などの知・徳・体のバランスのとれた力のこと。
イングリッシュプラン光	小・中学校の期間全体を見通したカリキュラムにより、グローバル化の進展に対応できるコミュニケーション能力の育成を図る英語教育。
インクルーシブ教育	障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。
伊藤公カップ 英語スピーチコンテスト	伊藤公が残した数々の功績の中の一つである、英語の必要性や英語による表現の重要性を、次世代を担う子どもたちに継承し、英語による表現力やコミュニケーション能力の向上を図ることを目的に開催している中学生を対象とした英語スピーチコンテスト。
おっばい育児	すべての人が子どもや子育て家庭を抱き、見守り、語りかけ、声に耳を傾ける愛情豊かなふれあいの子育てのこと。
おっばい都市宣言	おっばいをとoshたふれあいの子育ての推進により、心豊かでたくましい若者を育てていこうという宣言。平成7年3月24日に、光市議会において「おっばい都市宣言」が決議された。（平成16年10月4日に光市と大和町が合併し、おっばい都市宣言は失効したが、光市議会において平成17年6月30日に改めて決議。）

【か行】

用語	解説
外国語活動	平成23年度より、小学校において、第5・第6学年で年間35単位時間の「外国語活動」が必修化され、音声を中心に外国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標に様々な活動を行うこと。
学力向上推進リーダー・推進教員	市内の学校を定期的・継続的に訪問し、授業実践や授業改善への指導・助言を専門的に行う教頭（推進リーダー）・教諭（推進教員）。
学校運営協議会	学校・保護者・地域住民が、学校運営に関する協議を行うために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって設置が定められている組織。
学校図書館図書標準	公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したもの。
家庭教育支援チーム	身近な地域で、様々な取組みや講座などの学習機会を提供したり、親子で参加する行事を実施したり、子育てや家庭教育に関する相談対応や地域の情報などの提供を行うこと。

キャリア教育	児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育。個人が社会の中で果たす役割や生き方を展望し、実践する過程を支援するもの。
教育ブランドひかり	光市教育大綱に示す、特に子どもたちの教育に焦点を当てて重点的に取り組む6つの教育戦略の総称。
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。
クラスルームイングリッシュ	外国語活動や外国語科の授業において、児童生徒や教員が日常的に使用する英語表現のこと。
子育てサポーター	本市で育つ全ての子どもたちが心豊かに成長できるように、子どもたちへの声かけや見守りを行うなど、子育て家庭を支援する人。
子ども相談センター「きゅつと」	総合福祉センター「あいぱーく光」内に設置した子どもや子育て世代の総合相談対応窓口で、妊娠前から子育て期までの様々なニーズに対応する総合的な相談支援をワンストップで提供する「子育て世代包括支援センター」の機能を加え、児童虐待などの相談内容に的確に対応する家庭児童相談機能も兼ね備えている。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
コミュニティセンター	地域社会における自主的な活動や交流の場を提供することにより、住民相互の連帯感の醸成を図り、住みよい地域づくりを推進するための施設。

【さ行】

用語	解説
次世代型コミュニティ・スクール	中学校区を単位として幼保・小・中学校の連携による15歳までを見通した「縦の連携」と、学校が核となり学校・家庭・地域が一体となった「横の連携」を両輪として、社会総掛かりで子どもたちの「学び」と「育ち」をつなぐ連携・協働を重視した学校づくりのシステム。
重要無形文化財	文化財保護法に基づき、文部科学大臣によって指定された無形文化財。同法では、無形文化財を「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」としている。
循環型学習社会	個人が学習することにより得た様々な知識や経験が、社会資源として循環することにより、社会全体が発展していくこと。
生涯学習サポートバンク	自発的な学習を行おうとする市民に適切な登録情報を提供することを目的として、生涯学習の各分野における指導者、団体、サークル等を登録する制度。
生涯学習社会	人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会。

小中一貫教育	小学校と中学校を連続した一つの期間として捉え、9年間を通して一貫した教育を行う制度。
小中連携教育	小・中学校が互いに情報交換や交流活動を行うことを通じて、小学校から中学校への円滑な接続を目指す教育のこと。
食育	「食」に関する知識や「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができる人間を育てること（その中には、規則正しい食生活や栄養バランスのとれた食事、食を通じたコミュニケーションやマナーの実践、自然の恵みへの感謝や伝統的食文化の理解を深めることも含む。）。
学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の学校教育法等に基づき定められた基準のこと。
スクールライフ支援員	不登校や集団生活に適応が難しい児童生徒の社会的自立に向けた支援等を行う支援員。
総合型地域スポーツクラブ	種目、年齢、技術レベルの多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個人々のニーズに応じた活動が、質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブ。

【た行】

用語	解説
第3次光市子どもの読書活動推進計画	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づき、子どもが自主的な読書活動を行える環境整備に取り組むための基本的な計画。※平成29年度～平成33年度（5年間）
第2次光市生涯学習推進プラン	学びを通じて市民同士がつながることにより、まちや地域の活性化を図るため、「学ぶ・活かす・つながる」を基本方針として定め、生涯学習施策をより総合的、計画的に推進するための指針。※平成29年度～平成33年度（5年間）
第2次光市総合計画	私たちが目指すべき理想の光市の姿である「ゆたかな社会」を実現するため、「現在の時代」に為すべきまちづくりの基本的な考え方や取組みを示すまちづくりの羅針盤。※平成29年度～平成33年度（5年間）
地域コミュニティ	自治会・町内会のように、地縁でつながった地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤のこと。
チーム光	学校と学力向上推進リーダー・推進教員、教育委員会が一体となり、光市立全小・中学校で学力向上に向けた取組みを進める体制。
地産地消	地域生産地域消費の略語。地域で生産された農作物や水産物をその地域で消費すること。
中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ	中学生や高校生を対象に、体験活動や社会参加活動を通して、仲間づくりを進め、地域のリーダーとして活躍できる人材を育てるために、光市青少年ボランティア育成事業として、昭和58年に設立された団体。

地域学校協働活動推進員 (統括コーディネーター)	中学校区に配置され、学校間の連携や地域の支援者との連絡調整、活動の総合調整などを行う人。
特別支援教育	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【は行】

用語	解説
パブリックコメント	行政などが政策立案にあたり、広く住民に計画等の素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度。
ひかり子育て見守りネットワーク	児童虐待の未然防止、早期発見や地域養育力の向上を目的に、行政・地域・家庭が一体となった草の根的な子育て見守りネットワーク。
光市教育開発研究所	光市教育の全体的振興及び教職員等の資質の向上を図り、教育課題解決のため、調査研究及び実践を行う研究機関。
光市教育振興基本計画策定懇話会	教育基本法第17条第2項の規定に基づき、光市教育振興基本計画の策定に向け、広く市民等の意見を聴取するため、光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱に基づき設置された機関。
光市教育振興基本計画策定庁内委員会	教育基本法第17条第2項の規定に基づき、光市教育振興基本計画の策定に向け、光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱に基づき設置された機関。
光市教育大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市が目指す教育の理念や取組方針等定めた教育の指針。※平成29年度～平成33年度（5年間）
光市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく法定計画であり、本市が展開する子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施していくための計画。※平成27年度～平成31年度（5年間）
光市就学相談員	子どもの心身の状況、成長や行動、発達に不安のある方や就学先を迷っている方を対象に相談等を行う相談員。
光市人権施策推進指針	「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組みを推進するための指針。※平成22年9月策定、平成29年3月改定
光市スポーツ推進基本計画	スポーツ基本法第10条の規定に基づき、本市のスポーツ活動を総合的に推進するための指針や方向性を示す基本的な計画。※平成26年度～平成35年度（10年間）
光市総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、光市総合教育会議設置要綱に基づき設置された機関。

光市民学	ふるさとをこよなく愛し、また、本市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図るために実施する、光を探究する学び。
光市立学校の将来の在り方に係る基本構想	市立小・中学校の将来の在り方について、本市が進める学校教育の方向性や今後目指す学校像などの観点から、基本構想として策定するもの。
光市立学校の将来の在り方検討会議	少子化の進む中、これまでの本市教育の取組み等を踏まえ、子どもたちにとって望ましい学校づくりに向け、適正規模・適正配置や教育環境の充実、教育力の維持向上の観点から、光市立学校の将来の在り方について検討するため、光市立学校の将来の在り方検討会議設置要綱に基づき設置された機関。
光市立図書館運営方針	「市民の身近にある学びと憩いの拠点」を基本理念に、めざす図書館像として掲げた4つの運営方針（市民参画による「市民図書館」、市民の課題や疑問に答える「コンシェルジュ図書館」、子どもの読書活動を推進する「子どもの読書活動支援図書館」、自然豊かで親しみのある「スローライフ図書館」）をいう。
光スタンダード	教員の授業力向上を目指した授業展開のモデル。授業の導入段階で学習課題を共有し、展開段階で学習活動の活性化を工夫し、終末段階で振り返りの充実を図ることとしており、学校の特色や教員の指導方法は活かしつつも、一定の授業標準、基本的な授業の形を設けることにより、本市全体としての教育水準を保とうとする取組み。
光っ子コーディネーター	市内の特別支援教育体制の充実を図るため、障害のある子どもの早期発見・早期支援、保護者や幼稚園・保育所への支援、教員等へ助言等を行う専門的な資質を有する職員。
光っ子サポーター	特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒の支援を行う補助教員。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人が会員として登録し、子育てに関する有償の相互援助活動を行い、仕事と育児の両立に向けた支援を図る事業。本市では総合福祉センター「あいぱーく光」内に設置。
文化財カルテ	市内の多様な文化財や歴史的資源を「歴史文化遺産」と捉え、適切な保存や現地見学等の活用を推進していくため、アクセスや管理状況等を現状写真とともに作成した記録カードのこと。
放課後子ども教室	放課後や週末に小学校の教室やコミュニティセンター等を活用して、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組む制度。
放課後児童クラブ（サンホーム）	就労などの事情により昼間に保護者が家庭にいない児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育。

【や行】

用語	解説
ヤングテレホンひかり	様々な悩みを抱える子どもや家庭に対する無料の相談電話。
幼保及び小中連携	15歳までを見通した具体的な取組みを実践することを通して、子どもの「学び」と「育ち」をつなぐ教育を展開し、生きる力を育むことを目的とした教育活動を推進するために行う、幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携。

【ら行】

用語	解説
ラーニング光	児童生徒の学力向上を積極的に推進するため、地域内の学校を継続的に訪問して、授業提供や授業改善への指導・助言を専門的に行う学力向上推進リーダー・推進教員を中心とした研究組織体制の整備をはじめ、小・中連携やコミュニティ・スクールを活用した授業づくりなど、本市全体で学力向上を目指す教育活動。
ライフステージ	人の一生を、乳児期、幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの段階。
レクリエーションスポーツ	ニュースポーツなど、一般的に勝敗にこだわらず、レクリエーションの一環として気軽に楽しむことを目的とした身体運動をいう。

【英数字】

用語	解説
English 4 Step	外国語活動や外国語科の授業を行う際の授業モデル。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。「IT(Information Technology)」に代わる言葉として使われている。
PDCA	事業を計画通りに進め、その改善を図ることを目的としたマネジメント手法の一つ。Plan（従来の実績や将来の予測などをもとに事業計画を作成する）、Do（事業を実施する）、Check（事業が計画に沿っているかどうかを点検・評価する）、Action（事業の改革・改善を行う）、といったこの四段階を順次行って繰り返すことで、継続的な業務改善をしていくこと。
SNS	「Social Networking Service」の略称で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。

光市教育振興基本計画

発行日 平成 30 年 3 月

発 行 光市教育委員会

編 集 光市教育委員会 教育総務課

〒743-0011 山口県光市光井 9 丁目 18 番 3 号

電話 0833-74-3601

<http://www.city.hikari.lg.jp/kyouiku/soumu/>

